

令和2年3月 井手町

# 3月定例会会議録

井手町議会

令和2年3月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（3月9日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	1 4
一般質問	1 5
谷田利一議員	1 5
1 住民税収について	
2 J R 玉水駅前活用について	
中坊 陽議員	1 9
1 城陽井手木津川線の完成に向けて	
2 インフルエンザに対する小中学校での対応について	
脇本尚憲議員	2 3
1 成人年齢引き下げに伴う成人式の取り扱いについて	
2 無電柱化の取り組みについて	
奥田俊夫議員	2 6
1 生活道路や避難道路の安全対策について	
2 南海トラフ巨大地震への備えや対策について	
西島寛道議員	2 8
1 木造住宅耐震改修事業の補助金について	
2 有王グラウンドのトイレについて	
木村武壽議員	3 1
1 当初予算について	
2 学校教育環境について	
3 国道24号バイパスについて	

谷田みさお議員	3	4
1 新型コロナウイルス感染症対策について		
2 聞こえの支援について		
3 外国人住民への支援について		
議案第 8 号 井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求め る件	4	5
議案第 9 号 井手町教育長選任につき同意を求める件	4	6
諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件	4	7
議案第 1 号 井手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制 定の件	4	8
議案第 2 号 井手町森林整備等基金条例制定の件	4	9
議案第 10 号 町道路線変更の件	5	0
議案第 11 号 令和元年度井手町一般会計補正予算（第 5 回）	5	2
議案第 12 号 令和元年度井手町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 1 回）	6	1
議案第 13 号 令和元年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算 （第 1 回）	6	3
散会	6	6
署名議員	6	8

## 第 2 号（3 月 1 1 日）

応招・不応招議員	6	9
出席・欠席議員	6	9
出席事務局職員	6	9
出席説明員	6	9
議事日程	7	1
開会	7	2
会議録署名議員の指名	7	2
議案第 3 号 井手町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件	7	2
議案第 4 号 井手町監査委員条例の一部を改正する条例制定の件	7	4
議案第 5 号 井手町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例制定の件	7	6

議案第 6 号	井手町駅前憩いの広場の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例制定の件	8 1
議案第 7 号	井手町営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する 条例制定の件	8 3
議案第 1 4 号	令和 2 年度井手町一般会計予算	8 8
議案第 1 5 号	令和 2 年度井手町国民健康保険特別会計予算	8 8
議案第 1 6 号	令和 2 年度井手町水道事業会計予算	8 8
議案第 1 7 号	令和 2 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予 算	8 8
議案第 1 8 号	令和 2 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算	8 8
議案第 1 9 号	令和 2 年度井手町介護保険特別会計予算	8 8
議案第 2 0 号	令和 2 年度井手町公共下水道事業特別会計予算	8 8
議案第 2 1 号	令和 2 年度井手町多賀財産区特別会計予算	8 8
散会		1 1 0
署名議員		1 1 1

### 第 3 号 (3 月 1 6 日)

応招・不応招議員	1 1 3
出席・欠席議員	1 1 3
出席事務局職員	1 1 3
出席説明員	1 1 3
議事日程	1 1 5
開会	1 1 6
会議録署名議員の指名	1 1 6
議員の辞職について	1 1 6
散会	1 1 6
署名議員	1 1 7

### 第 4 号 (3 月 2 5 日)

応招・不応招議員	1 1 9
出席・欠席議員	1 1 9
出席事務局職員	1 1 9

出席説明員	1 1 9
議事日程	1 2 1
開会	1 2 2
会議録署名議員の指名	1 2 2
議案第 1 号 井手町一般職の任期付職員を採用等に関する条例制定の件	1 2 2
議案第 2 号 井手町森林整備等基金条例制定の件	1 2 5
議案第 1 4 号 令和 2 年度井手町一般会計予算	1 2 7
議案第 1 5 号 令和 2 年度井手町国民健康保険特別会計予算	1 2 7
議案第 1 6 号 令和 2 年度井手町水道事業会計予算	1 2 7
議案第 1 7 号 令和 2 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算	1 2 7
議案第 1 8 号 令和 2 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算	1 2 7
議案第 1 9 号 令和 2 年度井手町介護保険特別会計予算	1 2 7
議案第 2 0 号 令和 2 年度井手町介護保険特別会計予算	1 2 7
議案第 2 1 号 令和 2 年度井手町多賀財産区特別会計予算	1 2 7
議案第 2 2 号 令和元年度井手町一般会計補正予算（第 6 回）	1 3 4
発議第 1 号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書	1 3 9
議員派遣の件	1 4 0
閉会中の継続調査の申し出について	1 4 1
閉会	1 4 1
署名議員	1 4 2

第 1 号（令和 2 年 3 月 9 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

令和2年3月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

令和2年3月9日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和2年3月9日午前 9時59分 議長 岡田久雄

閉会 令和2年3月9日午後 2時50分 議長 岡田久雄

応招議員

1番	奥田 俊夫	2番	脇本 尚憲
3番	谷田 利一	4番	西島 寛道
5番	岡田 久雄	6番	古川 昭義
7番	丸山 久志	8番	中坊 陽
9番	谷田みさお	10番	木村 武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	奥田 俊夫	2番	脇本 尚憲
3番	谷田 利一	4番	西島 寛道
5番	岡田 久雄	7番	丸山 久志
8番	中坊 陽	9番	谷田みさお
10番	木村 武壽		

欠席議員

6番 古川 昭義

会議録署名議員の氏名

4番 西島 寛道 9番 谷田みさお

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	野崎 裕美	議会書記	坂井幸一郎
議会書記	梶田 篤志	議会書記	仁木 崇

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	中谷 浩三
----	-------	-----	-------

参	与	島田 智雄	教 育 長	松田 定
理事兼総務課長事務取扱		脇本 和弘	理事兼地域創生推進室長事務取扱	眞木 伸浩
理事兼建設課長事務取扱		西田 哲弥	理事兼上下水道課長事務取扱	中島 一也
学校教育課長・ 自然休養村管理センター館長兼務		高江 裕之	企画財政課長	花木 秀章
税 務 課 長		乾 浩朗	会計管理者・会計課長兼務	光田 恵理
住 民 福 祉 課 長		中坊 玲子	保 健 医 療 課 長	中谷 誠
高 齢 福 祉 課 長		寺井 佳孝	保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小山 烈
産 業 環 境 課 長		菱本 嘉昭	上 下 水 道 課 参 事	森田 肇
同和・人権政策課長		西島 豊広	いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木田 ゆかり
社会教育課長・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務		平間 克則	学校給食センター所長	奥山 英高

#### 議事日程

別紙のとおり

#### 会議に付した事件

別紙のとおり

#### 会議の経過

別紙のとおり



# 令和2年3月井手町議会定例会

## 議 事 日 程〔第1号〕

令和2年3月9日（月）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 議案第8号 井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件
- 第6 議案第9号 井手町教育長選任につき同意を求める件
- 第7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 第8 議案第1号 井手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件
- 第9 議案第2号 井手町森林整備等基金条例制定の件
- 第10 議案第10号 町道路線変更の件
- 第11 議案第11号 令和元年度井手町一般会計補正予算（第5回）
- 第12 議案第12号 令和元年度井手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- 第13 議案第13号 令和元年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）

## 議事の経過

議長（岡田久雄） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦  
労さまでございます。

本日の会議に古川昭義議員から欠席の連絡がありましたので、ご報告申し  
上げます。

ただいまから令和2年3月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議  
を開きます。

日程に入ります前に、一言ご挨拶申し上げます。

議員並びに理事者各位には、ご多用のところご出席賜り、厚くお礼申し上  
げます。本日、汐見町長より3月定例町議会を招集されました。本定例会は  
令和2年度当初予算等が提案され、審議するまことに重要な定例会でござい  
ます。各議案につきまして慎重にご審議をいただきますとともに、理事者各  
位につきましては適正かつ明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と負託  
に応えられますよう期待します。

新型コロナウイルスの感染が拡大しておりますが、議員並びに理事者をは  
じめ関係各位におかれましては、住民の健康と安全・安心を第一に考え、感  
染拡大を防止するための対策をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたし  
ます。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、西島寛道  
議員、9番、谷田みさお議員を指名します。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月27日までの19日間にし  
たいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月  
27日までの19日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件（条例の一部改正）  
7件、同意案件2件、町道路線変更1件、令和元年度補正予算3件、令和2  
年度当初予算8件、諮問案件1件。

それでは、審議を行います前に、町長より挨拶並びに今期定例会に提出されました案件の提案理由の説明をいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） おはようございます。

本日、3月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて、我が国を取り巻く最近の諸情勢を見ていますと、さまざまな課題や不安定要因がより顕在化、先鋭化してきていると感じております。

2018年以降、相互に追加関税を実施し始めたことにより顕在化した米中貿易戦争の影響で、世界経済は不安定さを増しております。我が国にとりまして、米国と中国はともに経済・貿易の面から極めて重要な国であり、今の状況は、我が国の経済だけではなく世界経済にとっても、大きな影響をもたらしかねないと危惧しているところであります。

今後の経済の先行きにつきましては、この米中通商協議の動向のほか、中国経済の先行き、英国のEU離脱、中東地域をめぐる情勢等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引き上げ後の消費者マインドの動向など、景気の動向にも留意する必要があると考えております。

また、東アジア情勢においては、北朝鮮の核をめぐる懸念が払拭されていないことと同時に、韓国との徴用工問題などによる政治、経済面への影響が両国の友好関係にとって大きな障害となっているなど、厳しさが増していると感じており、重要な隣人同士として、引き続き対話を重ね、双方が納得できる解決の道筋が見つかることを願っております。

一方、明るい材料として、本年は東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。夏季オリンピックとしては1964年の東京オリンピック以来56年ぶり2回目の開催となる今回の大会では、オリンピック・パラリンピック合わせて史上最多となる全55競技で選手たちの熱い戦いが繰り上げられる予定となっております。期間中は多くの外国人が訪日されることから、スポーツを通じた国際交流、観光、経済、文化、情報の各分野に

おきまして、さまざまな相乗効果が期待されております。

また、今大会開催に伴う経済波及効果は全国で約32兆円とも言われておりまして、この経済効果が東京だけでなく全国各地まで波及するためにも、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功を願っております。

しかし、現在世界中を震撼させているのが、新型コロナウイルスであります。中国武漢市で発生した新型コロナウイルスの感染範囲の広がりがとまらない状況にあります。厚生労働省の発表によりますと、3月6日現在、中国国内の患者数は8万552人、3,042人の死亡が確認され、さらに、中国本土以外の88の国と地域で1万7,465人の感染者が確認されているとされています。我が国におきましても、クルーズ船の乗客乗員とチャーター機で帰国した感染者を含め1,103人の感染者が確認されております。

本町といたしましても、2月以降、複数回にわたって新型コロナウイルス情報共有本部会議を開催するとともに、今月からは新型コロナウイルス感染症対策本部に移行し、対応などについて協議をしているところでありますが、新型コロナウイルスの脅威は世界経済にも影響が出ていることから、しばらくは新型肺炎の動向からは目が離せない状況が続くものと思っております。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルスの一日も早い終息を願うと同時に、常に最新の情報を注視し、国や京都府と連携しながら、しっかりと対応してまいらなければならないと考えております。

次に、令和2年度の国の予算及び財政投融资計画についてであります。

国の予算の基本的な規模を示す令和2年度一般会計歳入歳出概算の規模は102兆6,580億円、前年度比1兆2,009億円、1.2%増と、基礎的財政収支対象経費は79兆3,065億円、前年度比1兆3,576億円、1.7%増となっております。

一方、これらの財源を確保するため、令和2年度の国債発行見込み額は、約32.6兆円、令和2年度末の公債残高は、令和元年度より約8兆円ふえて、約906兆円程度となる見込みであります。

また、財政投融资計画の規模は13兆2,195億円、前年度比1,001億円、0.8%増となっております。

なお、国の令和2年度予算案は2月28日の衆議院本会議で可決し、参議院へ送付されたことから、憲法の衆議院の優越規定、いわゆる30日ルールによりまして、年度内の成立が確実となっております。

次に、令和２年度の地方財政対策についてであります。

平成３０年度に国が策定した骨太の方針２０１８では、地方財政の中期的な目安として、「一般財源総額は、今後３年間、２０１８年度の地方財政の一般財源の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保する」という閣議決定がされております。このような中、令和２年度の地方財政対策については、昨年度と同様に、地方税が増収する中、地方交付税総額についても、前年度を４，０００億円上回る１兆６，０００億円が確保されておりますし、地方の一般財源総額についても、全体で前年度を７，０００億円上回る６兆３兆４，０００億円、交付団体ベースでは１兆１，０００億円上回る６兆１兆８，０００億円が確保されております。

臨時財政対策債については、発行額を前年度から１，０００億円抑制されており、その結果、令和２年度末の臨時財政対策債の残高見込みは５，０００億円の減となっており、一般財源の質の改善が図られております。

また、心配しておりました幼保無償化に要する地元負担や会計年度任用職員制度が令和２年度から施行されることに伴う期末手当等の人件費につきましても、それぞれ歳出に増額計上し必要な財源が確保されております。

次に、令和２年度の地方税制改正についてであります。

今回の税制改正においても多くの課題がありましたが、ゴルフ場利用税については、非課税となる年齢要件の拡大は行われず、現行制度が堅持できましたし、いわゆる所有者不明土地問題は、職員の少ない町村の現場で苦慮している課題であり、今回、固定資産税について、現所有者の申告の制度化や使用者を所有者とみなす制度の拡大を行うものとされたことは、今後の課題抑止に有効であると考えております。

このようなことから、令和２年度の地方財政対策や地方税制改正は、一定評価できる内容であったと思っております。

次に、令和２年度の町政運営に当たっての基本姿勢並びに予算編成に当たっての基本方針であります。

私の基本姿勢といたしましては、住民各位のご賛同を得て栄えある町長に就任以来、まちの主人公は住民との認識のもと、各種団体をはじめ住民との対話を重ね、住民と一体となって歩んでまいりました。今後も引き続き、この基本姿勢を堅持しつつ町政を推進してまいりたいと考えております。

本町の財政は、町税等の自主財源に乏しく、地方交付税や国・府支出金な

どの依存財源に頼っていることから、経済動向や国・府の対応によりまして大きな影響を受けるという構造になっております。したがって、財政構造を転換しない限り、今後も厳しい財政状況が続くものと考えております。

しかしながら、いかなる財政状況下におきましても、行政の果たすべき役割はますます重大なものとなってきており、以前から実施してまいりました道路・下排水路などの生活基盤の整備・拡充や、地域福祉をはじめとする福祉の充実、住民の健康増進、教育の充実、環境保全や防災対策の強化、商工業の活性化や農業の振興、差別解消に向けた人権啓発など、継続的な取り組みをさらに積極的に推進していく必要があります。特に、財政が厳しくなればなるほど後退が余儀なくされる教育や福祉などについては、今後も後退させることのないよう努めてまいりたいと考えております。

また、本町の最も大きな課題は、人口の減少を食いとめ、いかにして町を活性化させるかであります。そのためには、利便性の向上を図るためのJR奈良線の複線化、雇用の創出や税収の確保のための企業誘致、そして住宅地をはじめとする開発適地拡大のための国道24号城陽井手木津川バイパスの整備の三つが最も重要であると考えておりまして、令和2年度も、これらが着実に前進できるよう最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

さらに、本町の人口減少を食いとめるための井手町地域創生計画の取り組みについてであります。今年度現行の計画の最終年度を迎えることから、現在、有識者などのご意見をお聞きしながら、来年度からの5カ年にわたる第2期の計画を策定しているところでありまして、来年度からは、その実現に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、防災拠点としての機能の充実と住民サービスのさらなる向上を図るための庁舎建設に向けた取り組みをはじめ、老朽化している多賀地区の町営住宅の建てかえ、さらには国道24号城陽井手木津川バイパスと市街地とのアクセス道路となる町道整備などについても、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

今回の予算編成におきましては、こうした点を十分念頭に置くとともに、その他の各分野につきましても、行政の継続性を確保しつつ、住民生活に支障が生じないよう所要の経費を計上させていただいております。なお、歳入の柱であります町税や地方交付税につきましても、新たな企業の進出や地方財政対策などにより増収を見込んでいる一方で、大型事業の実施により多額

の財源不足が生じる見込みでありますので、このような事態に備え、これまで積み立ててきた各種基金を有効に活用しながら、行政水準や住民サービスが向上できるよう編成を行っております。

一方、歳出におきましても、例年のとおり既定経費のさらなる合理化と財源の重点的・効率的な配分をはじめ、経常的な一般行政経費につきましては、極力その抑制を図り、その節減に努めてきたところであります。

その結果、令和2年度一般会計予算の総額は40億9,200万円で、前年度と比較いたしまして2,400万円、率にして0.6%増となっております。

また、特別会計予算と合計しますと総額は68億3,200万4,000円で、前年度と比較いたしまして184万5,000円の減となっております。

現在、本町は、財政の健全化を判断する実質公債費比率はマイナス0.2%、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は83.7%と、昨年度に引き続き、府内26市町村の中で最もよい数値となっており、良好な財政状況にあります。しかしながら、JR奈良線高速化・複線化第二期事業や京都府立特別支援学校へのアクセス道路となる町道整備、さらには庁舎建設、山吹ふれあいセンターの移転、道の駅的休憩施設整備などの大型事業の実施により多額の財源が必要となることから、今後の財政運営に当たっては、より一層気を引き締めてまいらなければならないと考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第1号、井手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件ほか、21件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第1号から議案第7号までの7件は、いずれも条例の制定並びに一部改正であります。

議案第1号は、地方公務員法の改正に伴う条例の制定であります。

議案第2号は、森林整備に必要な財源を確保するため、森林環境譲与税を積み立てる条例の制定であります。

議案第3号は、印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第4号は、地方自治法の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第5号は、議員の報酬額を改定するための条例の一部改正であります。

議案第6号は、JR玉水駅東交通広場へ新たに駐輪場を設置するための条例の一部改正であります。

議案第7号は、民法の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第8号は、任期満了に伴う委員の選任についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

議案第9号は、教育長の選任についてでありまして、ご同意願いたく提案するものであります。

議案第10号は、町道路線変更の件であります。

議案第11号は、令和元年度一般会計の補正でありまして、補正総額は9,153万9,000円の減で、補正後の一般会計予算は41億4,062万6,000円であります。

歳出予算につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係であります。各基金への積み立てに94万8,000円計上いたしております。

次に商工関係であります。町内へ事業所等を設置する企業に対し、井手町企業立地促進条例に基づき助成金を交付する企業立地促進助成に207万1,000円計上いたしております。

次に土木関係であります。国道24号城陽井手木津川バイパス整備が円滑に進むよう、地籍調査に270万8,000円計上いたしております。

次に教育関係であります。町内の小・中学校において高速大容量の通信ネットワークを整備する校内無線LAN環境構築に3,550万円計上いたしております。

以上が一般会計の補正の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金3,043万円、財産収入2万8,000円の減、寄附金1億5,631万円の減、繰入金2,950万円の減、繰越金766万9,000円、町債5,620万円計上いたしております。

議案第12号から議案第13号までの2件は、いずれも令和元年度特別会計の補正でありまして、財政見通しや各種事業の確定などにより、それぞれ所要額を計上いたしております。

議案第14号は、令和2年度一般会計であります。

歳出予算につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず議会関係であります。地方議会議員年金制度の廃止に伴う共済会負



担金に1,019万6,000円計上いたしております。

次に総務関係であります。安心・安全のまちづくりを図るため、交通安全灯やカーブミラー等の交通安全施設整備に179万5,000円、街灯の維持費や各区及び商工会において設置された街灯並びに公安灯の電気料補助に60万円、公共下水道事業や国民健康保険事業、介護保険事業などの他会計への繰り出しに4億7,959万2,000円、京都産業大学井手応援隊の活動拠点で、交流人口拡大や移住定住の促進につながる取り組みを実施する井手応援隊活動拠点運営事業に200万円、空き家バンクへの登録をさらに促進するための空き家再生支援に250万円それぞれ計上いたしますとともに、JR奈良線高速化・複線化第二期事業の補助に1億4,740万円、新庁舎建設関連費用に1億5,050万円それぞれ計上いたしております。

次に民生関係であります。地域福祉対策や障害者福祉対策では、社会福祉協議会をはじめ関係団体への助成に1,902万8,000円、障害者自立支援事業に2億2,739万6,000円、地域生活支援事業、身障児者補装具購入補助、障害者施設通所交通費助成などに1,566万6,000円それぞれ計上いたしますとともに、障がい者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、外出困難な障がい者に対してタクシー料金を助成する福祉タクシー事業に232万2,000円計上いたしております。

高齢者対策では、デイサービス事業や介護保険以外の事業を委託いたしております社会福祉法人弥勒会への委託費に1,080万9,000円、社会福祉協議会に管理していただいております玉泉苑、賀泉苑の管理委託に700万円、老人クラブ活動助成、敬老事業に1,007万7,000円、後期高齢者医療負担金に1億1,500万円それぞれ計上いたしますとともに、高齢運転者の交通事故を抑止するための自動車急発進防止装置取付費補助に20万円計上いたしております。

医療対策では、老人医療に959万円、身障、ひとり親家庭の福祉医療に3,085万円それぞれ計上いたしますとともに、満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで完全無料化する子育て世代等への医療費助成に2,483万3,000円計上をいたしております。

児童福祉対策では、児童手当等に9,571万6,000円、保育園運営費に2億4,629万2,000円、子育て支援センター運営費に693万1,000円、一時預かり事業に581万6,000円それぞれ計上いたし

ますとともに、子どもたちの健やかな育ちと保護者の子育てを支援するための子育て支援チャイルドシート等購入費補助に37万5,000円、保護者が疾病等の理由により児童を養育することが困難になった場合に、児童福祉施設において一時的に養育する子育て短期支援事業に7万8,000円、病児保育の利用料助成に3万円それぞれ計上いたしております。

次に衛生関係であります。65歳以上の方の肺炎球菌ワクチン接種費用の助成を含めた予防接種事業に2,354万8,000円、55歳以上の方を対象にした前立腺がんの無料検診や、その他のがん検診についても、受診率向上を図るために全て無料で受診できる健康増進事業に1,442万円それぞれ計上いたしますとともに、乳幼児健診や育児相談などに309万9,000円、妊婦健康診査に456万2,000円、養育医療費に75万4,000円それぞれ計上いたしております。

また、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの普及促進を図るため、薪ストーブ等の設置補助に45万円、エネルギーの安定確保と自立型エネルギーの普及を図るため、住宅用太陽光発電システム等の設置補助に140万円それぞれ計上いたしております。

さらに、ごみの収集運搬委託に5,100万円、家庭生ごみ自家処理容器等購入補助や再生資源集団回収事業補助に132万2,000円それぞれ計上いたしております。

次に農林関係であります。農地利用の最適化を図るための良質米出荷奨励事業に50万円、豊かな緑と清流を守る協議会補助に30万円、森林資源の循環利用を進めるための森林整備事業に200万円それぞれ計上いたしますとともに、農業の担い手に対する負担軽減を図るための地域営農継続支援事業に30万円、近年拡大する鳥獣被害に対応するための対象者を拡充した有害鳥獣駆除に717万円それぞれ計上いたしております。

次に商工関係であります。商工業の振興を図るため、商工会への振興事業補助に750万円、融資を受けられた商工業者への保証料補給に250万円、中小企業者の負担を軽減し、経営の安定を図るための中小企業融資利子補給に100万円それぞれ計上いたしますとともに、地域の消費喚起と生活支援を図るため、商工会が実施されるプレミアム付き商品券の発行補助に1,230万円、町内の商店街の活性化を図るために商工会が実施している、いでちよう百縁商店街事業の補助に40万円、町内での企業の立地を促進し、

地域経済の活性化と雇用創出を図るため、条例に基づき企業立地促進助成に 1, 196万1, 000円それぞれ計上いたしております。

次に観光関係であります、さくらまつり実行委員会への補助に550万円、地域資源のブランド化等を図り、地域の稼ぐ力を創出することを目的とする「お茶の京都DMO」等への負担金に177万2, 000円それぞれ計上いたしております。

次に土木関係であります、傷んだ道路の舗装を改良し安全通行を確保するための道路舗装に510万円、自然と歴史的景観を生かして、山背古道を訪れた人々にいにしへの風情を感じていただけるよう、歴史と自然が薫る道づくり事業に500万円それぞれ計上いたしますとともに、令和3年4月開校予定の京都府立特別支援学校へのアクセス道路となる町道整備に1億3, 450万円、産業振興や防災機能の強化などの効果を町内全域に行き渡らせるための国道24号城陽井手木津川バイパスアクセス道路整備に400万円それぞれ計上いたしております。

河川事業では、施設の老朽化等に対応するため、下排水路改修に591万円計上いたしますとともに、近年の台風等豪雨による河川氾濫等を踏まえ、適切な河道断面を維持するための町内河川しゅんせつに1, 090万円計上いたしております。

住宅管理では、高齢者や障がいのある方々にも安心して居住していただけるよう町営住宅環境整備に720万円、町営住宅バリアフリー化整備に3, 300万円それぞれ計上いたしますとともに、老朽化している多賀地区の町営住宅を建てかえるため、基本設計や用地取得等に8, 410万円計上いたしております。

次に消防関係であります、京田辺市に事務委託いたしております常備消防委託に1億7, 633万3, 000円、円滑な消防活動を行えるよう消防団資機材購入に670万円それぞれ計上いたしますとともに、さらなる防災・減災のため、防災広場整備に1, 000万円計上いたしております。

次に教育関係であります、小学校5年生と中学校2年生全員が受検する算数・数学検定の費用を全額補助する数検チャレンジ推進事業に38万2, 000円、泉ヶ丘中学校のさらなる英語力向上に向け、英検チャレンジ推進事業に45万2, 000円、オーストラリアの姉妹校の生徒を受け入れるための費用に100万円それぞれ計上いたしますとともに、小・中学校におけ

る教育 I C T 環境の充実を図るため教育情報化推進に 9 0 8 万 9 , 0 0 0 円、保護者負担軽減施策として全額補助を実施する学校給食費支援事業に 1 , 9 1 0 万円それぞれ計上いたしております。

社会教育では、子育て支援事業としての放課後児童クラブに 1 , 5 5 6 万 6 , 0 0 0 円、住民の学習発表や交流の場としての文化祭に 3 8 1 万 7 , 0 0 0 円それぞれ計上いたしますとともに、美しいまちづくり推進協議会をはじめ各種団体助成に 2 3 3 万 6 , 0 0 0 円計上いたしております。

また、多くの住民にご利用いただいております図書館運営費に 3 , 1 4 5 万円計上いたしております。

保健体育では、住民の体位の向上と健康増進のための地域スポーツ活動に 3 8 万 9 , 0 0 0 円、体育協会をはじめ各種団体助成に 3 6 0 万円それぞれ計上いたしております。

以上が一般会計歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金や町債等の特定財源 1 2 億 5 , 2 8 3 万 6 , 0 0 0 円、町税や地方交付税等の一般財源 2 8 億 3 , 9 1 6 万 4 , 0 0 0 円計上いたしております。

議案第 1 5 号から議案第 2 1 号までの 7 件は、いずれも令和 2 年度の特別会計でありまして、説明は省略させていただきますが、今回の特別会計予算全体の総額は 2 7 億 4 , 0 0 0 万 4 , 0 0 0 円で、前年度と比較いたしまして 2 , 5 8 4 万 5 , 0 0 0 円、率にして 0 . 9 % の減となります。

諮問第 1 号は、人権擁護委員法の規定に基づき、意見を求めようとするものであります。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（岡田久雄） 次に、日程第 3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会活動について報告いたします。会議規則第 1 2 9 条の規定により行われました議員派遣につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

監査委員から 1 月分、2 月分の例月出納検査結果報告を受理しましたので、その写しをお手元に配付しております。ごらんおき願います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は7名であります。発言の順番は受付順にいたします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

谷田利一議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田利一議員。

3番(谷田利一) 3番、谷田利一。私からは、通告書に基づき大きく2点についてご質問いたします。よろしく申し上げます。

大きく1点目、住民税収についてです。

平成30年度から個人住民税の特別徴収について、原則として全ての給与支払い者(事業主)に対して一斉に特別徴収義務者として指定し、特別徴収の実施を図ることに指定されました。地方税法上、個人住民税は特別徴収による徴収が義務とされています。

そこでお伺いいたします。

①普通徴収と特別徴収の違いは。

②特別徴収対象義務者とはどのように指定されるのでしょうか。

③特別徴収義務者の件数及び特別徴収の対象人数についてお伺いします。

④特別徴収による徴収が義務となり、個人住民税の滞納状況の変化はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

⑤今後、税収確保を考えると、特別徴収ができていない事業所への周知の方法はどのようにされているのでしょうか。

⑥事情で退職等した場合、翌年に住民税の納付書が送られてきてびっくりしていると住民の皆様からも聞きます。所得税と住民税の納税時期の違いなど、「広報いで」で周知が必要と思いますが、本町の考えは、お伺いします。

⑦町の税務相談ではどのような相談が多いのでしょうか、お伺いいたします。

次に、大きく2点目、JR玉水駅駅前活用についてですけれども、新しくなったJR玉水駅前は、ロータリーもでき上がり、美しくなりました。近隣の

京田辺市では京田辺駅前、三山木駅前に加え、同志社大学前にはタクシーの待機場所が設置されています。現在、井手町からタクシーを呼ぶと、三山木や新田辺の待機場所から配送される状態で、時間がかかります。待機場所には駐車禁止等の規制があり、行政の協力も必要ということです。

そこでお伺いします。

新しくなったロータリーは、どこの管理になるのでしょうか。

②新しくなった駅前にタクシーの待機場所の設置はできないでしょうか。タクシー事業者に要請し、現在住民からタクシーの配車要望がどれぐらいあるのか調査を行い、まずは試験的にでも検証してみてもどうかと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（岡田久雄） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） 谷田利一議員のご質問にお答えいたします。

1点目の個人住民税の税収についてであります。一つ目の個人住民税における普通徴収と特別徴収、それぞれの徴収方法の違いにつきましては、普通徴収とは、納税義務者みずから6月、8月、10月、1月の年4回の納期ごとに納付書や口座振替により納付する方法であり、特別徴収とは、給与や年金の支払い者が、その支払いの際に納税義務者に係る住民税を差し引き納税義務者にかわって納入する方法でありまして、給与所得者におきましては、原則として、会社などの給与支払い者が、市町村から送付された特別徴収税額決定通知書の内容に基づき、6月から翌年5月までの間、従業員の毎月の給与から住民税額を差し引き納入する方法であります。

二つ目の特別徴収対象義務者はどのように指定されるのかにつきましては、地方税法第321条の4の規定によりまして、市町村が所得税の源泉徴収義務者を特別徴収義務者に指定し、個人住民税を特別徴収の方法によって徴収する旨を特別徴収義務者と、特別徴収義務者を通じて納税義務者に通知することにより、特別徴収義務者に納入義務が生じるものとなっております。

三つ目の特別徴収義務者の件数及び特別徴収の対象人数につきましては、令和元年度当初課税時点で申しますと、給与に係る特別徴収義務者数は1,292人、特別徴収の対象人数は2,091人となっております。

四つ目の特別徴収による徴収が義務となり、個人住民税の滞納状況の変化

につきましては、個人住民税における特別徴収制度は従来から地方税法に規定があるものですが、平成30年度から、京都府及び京都府内の全市町村におきまして、法令遵守や納税義務者の利便性向上、安定した税収の確保を図るため、個人住民税の特別徴収の徹底を一斉に取り組んでいるところであります。この取り組みを開始する前後の滞納状況は特段大きな変化はございませんが、今後も取り組みを進めることによりまして、納税効果が上がることを期待しているところであります。

五つ目の特別徴収できていない事業所への周知方法につきましては、「広報いで」や町ホームページに特別徴収に関する記事を掲載しているほか、未実施の事業所に対しましては、制度周知のため、案内チラシの送付や電話による制度説明を行っております。

六つ目の所得税と住民税の納税時期の違いなどにおける「広報いで」での周知の必要性につきましては、議員ご指摘のとおり、所得税と住民税には納税時期の違いがあり、所得税は本年の所得に対して、住民税は前年の所得に対して課税されるものであります。議員ご指摘の所得税と住民税の課税時期の違いによるお問い合わせや苦情等につきましては、税務課へはほとんど寄せられていない状況にありますが、今後そういったお声が多くあるようであれば、広報掲載を検討してまいりたいと考えております。

七つ目の町の税務相談ではどのような相談が多いのかにつきましては、課税根拠に関するものや町税に関する手続、納税に関するご相談があります。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） 2点目のJR玉水駅前活用についてであります。一つ目のロータリーの管理につきましては、隣接する府道上狛城陽線の拡幅工事と一体不可分であるため、現在府において整備をしていただいておりますが、完成後は駅の自由通路部分とあわせ、町道として井手町が管理を行うこととなります。

二つ目のタクシーの待機場所の設置につきましては、都市計画決定時の公安委員会協議の結果、ロータリー内にタクシーの駐車スペースを設けることができませんでしたので、現計画では一般車による送迎のみの利用となっております。しかしながら、駅の利便性をさらに向上させる観点から、議員ご指摘のように、タクシーの利用需要を調査してまいりたいと考えております。

議長（岡田久雄） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田利一議員。

3番（谷田利一） 1点目の特別徴収の滞納状況の変化は理解できました。普通徴収の滞納について、お伺いいたします。

1点目、普通徴収で滞納が発生した場合、滞納者に何回ぐらい催促状を發送される、そしてそれから未納に対して税機構に送られるのか。何回ぐらい催促状を出しておられるのかお聞きします。

2点目に、直近3年間の税機構に送る前の滞納の件数と金額は、また全体の何%ぐらいに当たるのかお聞きします。

3点目、税機構から最終戻ってくる滞納者の不足分の直近3年間は幾らぐらいなのか。

以上、答えられる範囲でお答えをお願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 乾税務課長。

税務課長（乾 浩朗） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の滞納者に何回ぐらい催促状を發送してから未納者に対して税機構の方に送られるのかにつきましては、納期限を過ぎても納付がなされない場合、納期限から20日以内に未納者へ督促状を送付することになります、この督促状を送付した時点で京都地方税機構へ移管することになります。

2点目の直近3年間の税機構に送る前の滞納件数と金額、その割合につきましては、町民税、府民税を合わせた個人住民税の普通徴収分では、1期1件とカウントいたしました平成28年度の滞納件数は835件、滞納金額は約2,150万円、その割合といたしましては個人住民税全体の4.1%となっておりまして、以下、平成29年度におきましては698件、約1,710万円、3.2%、平成30年度におきましては620件、約1,520万円、2.7%となっております。

3点目の税機構から最終戻ってくる滞納者の不納欠損分の直近3年間の金額ということなのかなと思いますけども、それにつきましては、町民税、府民税を合わせた個人住民税普通徴収分で申しますと、平成28年度におきましては約1,120万円、平成29年度では約100万円、平成30年度では約20万円となっております。



以上です。

議長（岡田久雄） 再質問ありますか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田利一議員。

3番（谷田利一） 要望して質問を終わりたいと思います。

1点目の住民税収ですけれども、先ほど答弁いただきましたけれども、ぜひ「広報いで」の方で、所得税と住民税の納期の時期というのは住民さん、わからないと思いますので、国保のことはよく載ってるんですけども、税の方はまだそんなに載ってないと思いますので、ぜひとも載せていただきたいというふうに要望しておきます。

あと、玉水駅の方についても、ぜひとも、前向きに検討いただくということなので、またさらに進めていただきたいということを要望しまして、私の質問を終わります。

議長（岡田久雄） 次に、中坊 陽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 8番、中坊 陽です。大きく2点について一般質問を行います。

1点目として、城陽井手木津川線の完成に向けて、お聞きします。

国道24号バイパスの城陽井手木津川線の完成に向けて、土地の測量などが行われ、大きく動き出しました。従来から町長は、この道路の完成を起爆剤として井手町の新たな発展のために土地利用を見直し、人口増につなげ、企業誘致を進めたいと発言されています。

町内を南北に横断する新国道を基本として、土地利用が必要です。計画されている国道に接する多賀地区東部、南部、上井手、石垣地区のほとんどが農地となっています。

そこで質問します。

1、どの地区を宅地開発し、どの地区を農地で残すのか、今後の井手町を発展させるために確かな地区割りが必要と思いますが、本町の考えをお聞きします。

2、農地で残す地区の水田は、耕地整理などを施行して1区画の拡大を行い、効率的な耕作が行われるように農道整備が必要です。また、水害対策や

自然環境保全のために農地をどのように守っていくのか、考えをお聞きします。

3番目として、新国道沿いの山間部に有害鳥獣対策や小動物飛び出しによる車両通行障害防止のための防護柵の整備が望まれています。設置計画についてお聞きします。

大きく2番目として、インフルエンザに対する小・中学校での対応についてお聞きします。

近年、地球温暖化の影響から気温上昇の傾向で、インフルエンザの流行期間が長くなっています。集団生活をする学校生活では人と人との接触機会が多く、誰かがインフルエンザを発病すると素早く感染が広がります。日ごろの健康管理や予防対策が必要です。

そこで質問します。

1、近年の感染者発生状況について。

2、発生予防対策、発生時の対応について。

3、各家庭で自己負担されているインフルエンザ予防薬や予防接種への町からの助成金制度導入の考えについてお聞きします。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 西田建設課長。

理事(西田哲弥) 中坊議員のご質問にお答えします。

1点目の城陽井手木津川線についてであります。一つ目のどの地区を宅地開発し、どの地区を農地で残すかにつきましては、本町の都市計画マスタープランにおいて、国道24号城陽井手木津川バイパス沿いの丘陵部を若い世代の居住を促進する住宅地としての土地利用を検討しております。具体的な位置につきましては、本町域を含む宇治都市計画区域の都市計画の定期見直し令和5年度に行われる予定と京都府よりお聞きしておりますので、現在事業中の国道バイパス及び町において検討を進めているアクセス道路の進捗状況や農地の利用状況等を勘案しながら、総合的に検討していきたいと考えております。

三つ目の新国道沿いの山間部における鳥獣防護柵の整備につきましては、事業を実施している国に確認したところ、京都国道事務所管内においては、ドライバーに対し動物の飛び出しに注意するための警戒標識を設置している

事例はあるが、防護柵を設置した事例はなく、今後設計を進める上で、必要性を含め検討されると伺っております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 二つ目の農地として残る農地区域をどのように守っていくかの考えにつきましては、先ほどお答えしたように、次回の都市計画の定期見直しの中で、農地として保全する区域が明確になると考えております。新国道バイパス予定地周辺の農地は、狭小で不整形な農地が集合しており、大型機械の搬入等も困難な状況にあり、これらを改善するためには圃場整備や農道整備などの基盤整備が必要となりますが、事業費の受益者負担や土地の換地等も発生することから、事業に対する地域の農業者、農業者団体の理解、意思統一が大変重要であり、また、整備した農地を誰がどのように活用するかといった今後の農地利用の将来像についても十分に確認する必要があることから、地域の農業者や農業委員会、土地改良区、京都府、J Aといった関係機関と十分に協議しながら、今後対応してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 高江学校教育課長。

学校教育課長（高江裕之） 2点目のインフルエンザに対する小・中学校での対応についてであります。一つ目の近年の感染者発生状況につきましては、平成29年度は井手小学校35名、多賀小学校51名、泉ヶ丘中学校52名、平成30年度は井手小学校39名、多賀小学校9名、泉ヶ丘中学校21名、平成元年度は2月末時点で井手小学校55名、多賀小学校30名、泉ヶ丘中学校16名であります。

二つ目の発生予防対策につきましては、各学校ではインフルエンザの流行を防ぐため、教室等の小まめな換気を心がけるとともに、温度、湿度の管理に努めております。また、児童・生徒には手洗い、うがい、せきエチケットを徹底すること、十分な睡眠やバランスのとれた食事をとることなどを指導するとともに、各家庭には保健だよりなどを通して啓発しております。さらに、町の方からは、インフルエンザ予防対策として毎年度、各学校にマスクとアルコール消毒液を配付しております。

次に、インフルエンザ発生時の対応につきましては、学校保健安全法施行

規則により、発症者は原則、発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで出席停止となっております。インフルエンザの発症者が多い場合は、学校長が学校医の意見を聞いて、状況に応じて学級閉鎖や学年閉鎖の措置をとり、さらなる感染拡大の防止に努めています。

今後も引き続きまして、学校での取り組みを進めるとともに、家庭や医療機関と連携し、インフルエンザの予防そして感染拡大の防止に努めてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 小山保健センター所長。

保健センター所長(小山 烈) 三つ目のインフルエンザの予防接種等の助成につきましては、平成29年度は子育て支援医療費制度の18歳までの拡充と学校給食における食物アレルギーへの対応を行い、さらに、平成30年度には学校給食費の全額補助をしております。また、令和元年10月には保育料の無償化をさせていただいたところであり、以前にも岡田議長のご質問にお答えしましたが、将来の財政状況を十分見きわめる必要があると考えております。

議長(岡田久雄) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 中坊 陽議員。

8番(中坊 陽) 2点目について要望しておきます。従来のインフルエンザ予防対策は、今流行しています新型コロナウイルス感染症対策にも効果的であるとされています。徹底した予防策を要望して、質問を終わります。

以上です。

議長(岡田久雄) この際、暫時休憩します。11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時14分

議長(岡田久雄) 休憩前に引き続き、再開します。

先ほどの答弁の修正をお願いします。

高江学校教育課長。

学校教育課長(高江裕之) 貴重なお時間をいただき、申しわけございません。先ほど、中坊議員の一般質問に対する答弁で、近年の感染者発生状況について、平成元年度は2月末時点と申し上げましたが、令和元年度は2月末

時点に訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

議長（岡田久雄） 次に、脇本尚憲議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本尚憲議員。

2番（脇本尚憲） 2番、脇本尚憲です。事前の通告に基づき、私から2点質問させていただきます。

1番、成人年齢引き下げに伴う成人式の取り扱いについて。2番、無電柱化の取り組みについて。

1番、ことしも本町では81名の方がめでたく新成人となり、いわゆる大人の仲間入りとなりました。私も成人式に出席させていただき、本町の若人の門出を一緒に祝うことができ、大変うれしく思いました。

さて、一昨年民法改正に伴い、令和4年4月から、成人年齢が20歳から18歳に引き下がることが決定しています。令和5年1月に開催される予定の成人式からどのタイミングで成人式を行うのか、まだ決定していない自治体もあると聞いています。

そこで質問します。

①本町では、令和5年1月開催予定の成人式について、対象年齢など、どのように考えておられるのか。

②成人式以外にも、年齢引き下げに伴い、本町で生活を行う上で変更する点はあるのか。

大きく2番、無電柱化の取り組みについて。

近年、災害の激甚化、頻発化、そして高齢者、障がい者の方へのバリアフリー化など、情勢の変化により無電柱化の必要性が増しており、全国的にも注目されています。日本の無電柱化の現状を海外と比較してみると、ロンドンやパリは無電柱化率100%、日本の近隣の地域である香港、台北、シンガポールなどは90%以上と高い水準を誇っています。日本ではトップの東京23区で8%であり、大阪市で6%、京都府に至っては1%というのが現状です。訪日外国人をはじめとする観光需要の増加により、景観問題の観点からも、京都府無電柱化推進計画が京都府から示され、無電柱化推進に向け、施策が計画されています。

令和5年5月に業務開始を目指し計画が進んでいる本町新庁舎等の建設候補地も先日決定しました。また、基本設計も発表されました。城陽井手木津

川バイパスの道路開通、道の駅的休憩施設など、今後、新庁舎付近が本町の新しい玄関口として他地域からの観光客や訪問客も増加されることが予想されます。また、新庁舎は防災機能強化のための移転という側面もあり、より災害に強い施設であることが必要となってくると思われれます。

そこで質問します。

①本町の現在の無電柱化場所、無電柱化率は。

②新庁舎付近の無電柱化を行う計画、予定はありますか。

以上、よろしくお願いします。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 平間社会教育課長。

社会教育課長(平間克則) 脇本議員のご質問にお答えいたします。

1点目の成人式の取り扱いについてであります。一つ目の成人式について対象年齢をどのように考えているかにつきましては、ご承知のとおり、井手町では、これまでから当該年度で、20歳になられる新成人の方を対象に1月に成人式をとり行ってきております。一昨年の民法改正に伴い、令和4年4月1日から成人年齢が18歳に引き下げとなりますが、成人式の開催時期やあり方については法律による決まりはなく、各自治体で判断し実施しております。

18歳という年齢は、高校3年生という大学受験や就職などの人生の選択を迫られる極めて多忙な時期であり、1月に実施するのか、そもそも18歳の方を対象とするのかなど、考えるべき事柄も多くあり、各自治体とも慎重に検討されている状況であります。今後、国や京都府からの情報や各自治体の状況を踏まえながら、どのように実施していくのか判断してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長(中坊玲子) 二つ目の生活を行う上で変更する点につきましては、今回の民法の改正により、成人年齢の引き下げとともに、婚姻適齢についても改正されております。現在、婚姻適齢は、男性が満18歳、女性が満16歳であり、婚姻適齢に達しても、未成年が婚姻する場合は父母の同意が必要となっております。改正により女性の婚姻適齢が18歳に引き上げられることにより、令和4年4月以降、婚姻適齢に達しての婚姻について、父

母の同意は不要となります。また、民生委員や人権擁護委員についても、資格要件が18歳に引き下げられます。10年有効パスポートの取得可能年齢についても18歳に引き下げられます。

なお、選挙権につきましては、平成27年の公職選挙法の改正により、既に18歳に引き下げられております。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 西田建設課長。

理事(西田哲弥) 2点目の無電柱化の取り組みについてであります。一つ目の本町の現在の無電柱化場所、無電柱化率につきましては、無電柱化とは、地上にある電柱や電線類の地中化、移設、占用制限等により道路から電柱をなくすもので、緊急輸送道路などの防災上重要な道路や安全、円滑な交通確保が必要な道路等の既存道路を対象として、道路管理者と電線管理者が必要性及び整備効果を踏まえ、整備手法や費用負担方法等について調整を行い、無電柱化計画を策定し実施されるものであります。本町域において、現在、道路の無電柱化がされている箇所や対象路線はありません。

二つ目の新庁舎付近の無電柱化を行う計画予定につきましては、新庁舎周辺の国道バイパスや府道東井手線は現在、無電柱化計画に含まれておりませんが、現在の国道24号は緊急輸送道路として指定され、道路法に基づく新たに地上に設ける電柱を制限する道路になっていることから、新設となる国道バイパスについても、緊急輸送道路として指定されれば、同法に基づき、電柱による占用が禁止され、電柱がない道路になることが予想されます。

議員ご指摘のとおり、防災や観光振興の観点から新庁舎周辺の無電柱化は重要であると考えており、国に対しては道路法に基づく電柱の占用を制限すること、府に対しては無電柱化に向け検討を進めていただくよう、働きかけをしてまいりたいと考えております。

議長(岡田久雄) 再質問ありますか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 脇本尚憲議員。

2番(脇本尚憲) 再質問ではなく、要望としてお伝えしたいと思います。

成人式の対象年齢や時期につきましては、特に女性の振袖の貸し衣装の予約など、1年以上前から予約すると聞いております。早い段階で本町の成人式の取り扱いについて説明、告知を行うことで、人生の節目を本町で気持ち

よく迎えることができると思います。早期の決定を要望しておきます。

無電柱化につきましては、設置コストがデメリットであると思いますが、防災面では、通常の電柱と比較して落雷、台風、地震、火災、竜巻など災害時に強いことが明白です。まずは本町の新しい顔として注目される新庁舎付近から行っていくことで、本町のPRにもつながっていくと思っております。今後も検討のほどよろしく申し上げます。

以上で終わります。

議長（岡田久雄） 次に、奥田俊夫議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 奥田俊夫議員。

1番（奥田俊夫） 1番、奥田俊夫です。私の方から事前通告に基づきまして、大きく二つの点につきまして質問したいと思います。

まず、生活道路や避難道路の安全対策について。

先月、2月5日に神奈川県逗子市で道路脇の斜面が崩れ、通行中の18歳の女子高校生が不運にも巻き込まれ、亡くなられた事故が発生いたしました。この地域は土砂災害警戒区域に指定されておりましたが、地域住民の日常に欠かせない生活道路であったとも言われております。

本町におきましても、マイ防災マップ、土砂災害編、水害編、地震編と、それぞれ各地区ごとの危険箇所が掲載されています。

そこで質問です。

マイ防災マップの定期的な点検等はどのように実施されているのでしょうか。また、危険箇所が日常に欠かせない場所になっているケースはないでしょうか。

新たに何か対策を講じる必要があると思われる点がありますでしょうか。

本町では今現在、民間施設ブロック塀等安全対策支援補助金交付を実施されていますが、これまでの実際に交付された件数並びに今現在申請中の件数について、お教えいただきたいと思っております。

大きく二つ目ですけれども、南海トラフ巨大地震への備えや対策について。

南海トラフ巨大地震の起こる確率は今後30年以内に70から80%、かつ予測されるマグニチュードは8から9と言われております。この今後30年以内に南海トラフ巨大地震が起こる確率の高さは、実際にいつ地震が発生してもおかしくないところまで南海トラフへの負荷が限界に近づいているこ



とを示すとも言われております。災害の発生をなくすことはできません。減災するしか方法はありません。被害が大きくなればなるほど、さまざまな問題が発生してきます。

そこで質問です。

本町が今現在どのような食糧や物品をどのくらい備蓄されているかは、平成31年4月に開催された委員会の議事録で理解しておりますが、当該箇所記載の地震被害想定調査結果は2008年に実施されたもので、およそ12年前のデータに基づいています。過去データのみに基づいた対応、対策ではなく、現時点の想定される対策が必要です。本町はどのようにお考えでられるでしょうか。

毎年11月に防災訓練を実施していただいておりますが、今後は避難訓練や避難所開設についても、町と消防団や自主防災組織を交えた現実的な訓練なども必要であると思います。町として、どのようにお考えでしょうか。

よろしく申し上げます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 奥田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の生活道路や避難道路の安全対策についてであります。一つ目のマイ防災マップの定期的な点検等につきましては、まず、平成26年度から計画的に洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域として該当する区ごとのマイ防災マップの作成に取り組み、平成29年度で全ての区におけるマイ防災マップが完了いたしました。当該マップの作成に当たっては、区長をはじめとする自主防災組織や消防団、地域役員などの方々らにご参加いただき、まち歩きなどもしていただきながら、避難所までの安全経路や危険箇所の確認、各区の決め事などについても協議いただき、それらを反映したマップとなっております。なお、マップを作成して間もないことや、作成時に十分にご協議をいただいたことから、各区の方からのご意見はありません。

二つ目の新たに何か対策を講じる必要があると思う点につきましては、今後、関係者に聞き取り等をしてまいりたいと考えております。

2点目の南海トラフ巨大地震への備えや対策についてであります。一つ目の現時点の想定される対策が必要ではないかにつきましては、本町における食糧や水などの備蓄物資については、本町にとって南海トラフ巨大地震よ

りも最も被害が大きいとされる奈良盆地東縁断層帯を震源とする地震による被害想定に基づき、京都府から、公的備蓄等に係る基本的な考え方に照らし合わせて備蓄しております。なお、京都府に確認しますと、科学的知見のもと2008年に公表した地震被害想定調査結果の際の断層などの条件に何ら変更がないことから、現在のところ、当該被害想定調査の見直しは考えていないとのことであります。

二つ目の防災訓練の実施につきましては、平成21年度から毎年、より実践に近い内容とした防災訓練を実施してきておりますが、今後につきましても、関係者のさまざまなご意見を取り入れてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 西田建設課長。

理事(西田哲弥) 1点目のご質問の三つ目の民間施設ブロック塀等緊急安全対策支援補助金につきましては、平成31年1月から京都府の補助制度にあわせて受け付けを開始したものであり、平成30年度は1件、令和元年度は9件の計10件を受け付けし、これまで工事が完了し補助金を交付したものが8件、現在工事をされているものが2件であります。

なお、本補助金については、京都府において令和元年度までの臨時措置として創設され、本年度で終了することから、本町においても、令和元年度をもって終了することとしております。

議長(岡田久雄) 再質問ございますか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 奥田俊夫議員。

1番(奥田俊夫) 再質問ではございませんが、要望といたしまして、災害時に利用できる自動販売機等の設置等も踏まえまして、今後検討していただきますようお願いいたします、終わらせていただきます。

議長(岡田久雄) 次に、西島寛道議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 西島寛道議員。

4番(西島寛道) 4番、西島寛道。事前の通告に基づき、2点質問をさせていただきます。

まず1点目であります。木造住宅耐震改修事業の補助金について。

私たちの住んでいる日本は、地震大国と呼ばれるくらい多くの地震が毎年

発生しています。平成28年4月に発生した熊本地震では、多くの建物に被害が出ました。また過去の阪神・淡路大震災、新潟中越地震でも多くの建物が全半壊し、多数のとうとい命が奪われました。倒壊したほとんどの住宅が、建築基準法の耐震基準が改正された昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の建築物であります。この先、30年以内に南海トラフ地震の発生率が非常に高いと言われていますが、大切な命を守り安全を確保するためには、家の耐震性を強化し、住まいを強くすることで、被害は大幅に減らすことができます。

井手町では、地震に強いまちづくりを推進することを目的として、木造住宅耐震改修事業費補助金制度はありますが、代理受領制度がなく、最初にまとまったお金が必要となります。代理受領制度とは、申請者が耐震改修等にかかった費用から補助金額を差し引いた金額を工業者に支払い、申請者から委任された工業者が補助金を受け取る制度です。この制度が導入されれば、当初の費用負担が軽減され、耐震改修が進むと期待できます。

そこで質問します。

1、近年の木造住宅耐震改修費補助金の申請件数と1件当たりの改修費用額、そして補助金額についてお尋ねします。

2、木造住宅耐震改修費助成事業の代理受領制度の導入の考えについて、お伺いします。

大きく2点目、有王グラウンドのトイレについてお伺いたします。

本町にある有王グラウンドは、毎年多くの方が利用されています。平成30年度では、使用日数161日、利用者数9,044人の実績があったと伺っています。使用目的もさまざまで、井手町スポーツ協会主催の町民ソフトボール大会や少年野球、昨年はIDEゆうゆうスポーツクラブ主催による防災キャンプが開催されています。利用されている年齢も幅広く、小さなお子様や、お子様を連れられたご家族も有王グラウンドに来られています。

しかし、常設されている男性用トイレは和式になっており、女性用トイレは扉の開閉もかたく、壁は経年劣化により触れると白い粉がついてしまいます。特に小さなお子様を持つ保護者や高齢者の方からは、使いづらく改修してほしいという声を多数聞いています。

有王グラウンドは、スポーツをする方だけでなく、応援に来られた方などのコミュニケーションの場でもあり、誰もが使いやすいトイレに改修してい

くことが望まれます。また、町内外、有王グラウンドを多くの方に利用していただくためにも、トイレ問題は見直しが必要と思いますが、本町のお考えをお伺いします。

よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） 西島議員のご質問にお答えいたします。

1点目の木造住宅耐震改修事業の補助金についてであります。一つ目の木造住宅耐震改修費補助金の申請件数につきましては、制度を始めた平成22年度から令和元年度までの申請件数は20件であります。本事業では、制度開始から平成30年度までは改修費用の4分の3、上限を90万円として補助してきたところであり、令和元年度からは改修費用の5分の4、上限が100万円となっております。1件当たりの改修費用と補助金額ですが、これまでの改修費用の平均額は約240万円であり、補助金額の平均は約83万円であります。

二つ目の木造住宅耐震改修費補助金の代理受領制度の導入につきましては、議員ご指摘のとおり、自己資金の軽減が図れるメリットがあることから、本補助金制度を実施している府内26市町村のうち、現在5市町が代理受領制度を実施していると聞いております。本町としましても、対象となる木造住宅の耐震化の促進につながることから、先行している市町の状況を調査し、相談者からの要望や需要等を確認した上、導入について検討していきたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 平間社会教育課長。

社会教育課長（平間克則） 2点目の有王グラウンドについてであります。議員ご指摘のとおり、有王グラウンドの利用状況につきましては、井手町スポーツ協会主催のソフトボール大会や軟式野球大会をはじめ、少年野球やIDEゆうゆうスポーツクラブの事業などが開催されておまして、平成29年度では年間約1万人、昨年度では約9,000人の方々にご利用いただき、子どもから大人まで、多くの住民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として寄与しているものと考えております。

現在、トイレについては、男性用は2名から3名程度使用いただける小便

器と和式トイレが一つ、女性用は洋式トイレを一つ設置している状況です。今後、さらに状況を把握しながら、どのようにしていくのか検討してまいりたいと考えております。

議長（岡田久雄） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西島寛道議員。

4番（西島寛道） 両方とも要望になるんですけれども、ことしの1月に2日間、私たち議員3名が防災の研修の方に行かせてもらいました。そのときの講師がおっしゃっていましたが、震度7に耐えられる建物でも、熊本地震のような複合化地震が来れば2度目で倒壊するおそれがあるそうです。特に築年数がたった木造住宅は倒壊のリスクが上がりますので、少しでも多くの方にこの制度を利用していただくためにも、代理受領制度のご検討の方、よろしく願いいたします。

2点目の有王グラウンドについても、ことしも、ゆうゆうスポーツクラブで有王グラウンドを利用した防災キャンプの実施の方も決まっていますし、さまざまな団体が利用されている現状がございますので、どうぞこちらの方もよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終えさせていただきます。

議長（岡田久雄） 次に、木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 10番、木村武壽です。いつもありがとうございます。通告に基づきまして、質問をいたします。

質問事項といたしましては、当初予算についてと、学校教育環境についてと、国道24号バイパスについてであります。

質問要旨としまして、まず初めに、当初予算について。

町長はいつも、住民が主人公であり、各種団体と懇談をする中、予算を考えていると聞いておりますが、本年度当初予算において、住民の声を聞いて予算処置をされたものはあるのかお尋ねいたします。

次に、2番としまして、学校教育環境についてであります。

最近、ICTという言葉が耳につくようになりました。ICTとは、情報処理及び情報通信、つまり、コンピューターやネットワークに関連する諸分野における技術、産業、設備、サービスなどの総称であります。その中で、

I C T の教育現場への活用としては、平成 2 1 年度の学校 I C T 環境整備事業において、全国の小・中学校にデジタルテレビ、パソコン、校内 L A N などの設備機器が導入されたと聞いております。

学校教育環境が I C T により大きく変わろうとしているときに、本町の学校、特に両小学校において、コンピューターのプログラミング教育はどのように進められているのかお尋ねいたします。

次に、3 点目であります。国道 2 4 号バイパスについてであります。

インターネットを見ておりましたら、城陽井手木津川バイパスは、京都府南部木津川右岸地域の国道 2 4 号における交通混雑の緩和及び交通安全の確保、また災害時の道路ネットワーク強化を図り、地域振興の支援を目的とする延長 1 1 . 2 キロの事業ですとありますが、住民からは、何も見えてこない、聞こえてこない、どのようになっているのかという声を聞いております。

2 0 2 0 年度の本町エリアでの進捗状況をお尋ねいたします。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 汐見町長。

町長(汐見明男) 私からは、1 点目の当初予算についてお答えいたします。

私の町政を進める上での基本姿勢であります、まちの主人公である住民との対話を重ね、住民の声を可能な限り町政に反映させるための一つとして、各種団体との懇談会を、町長に就任した 1 年後の平成 8 年度から毎年 4 団体ないし 5 団体と開催しております。したがって、令和元年度で 2 4 年間、延べ約 1 0 0 団体と懇談会を開催したことになります。本年度は、令和元年 1 2 月 1 7 日と 1 8 日の 2 日間で社会福祉協議会、青少年を育てる会、商工会、まちづくり協議会の 4 団体と懇談会を開催いたしました。

当該懇談会の中でご要望のありました、まちづくりセンター椿坂の施設整備、いでちよう百縁商店街事業への補助拡充、老人福祉センター賀泉苑の空調改修などを新年度予算に反映しております。また、議員各位、各区、農業団体などから出された道路舗装や下排水路改修、公園整備や地域営農継続支援、さらには、各種委員会などから出されたバリアフリーマップ作成や道の駅整備なども新年度予算に反映しております。

以上であります。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 松田教育長。

教育長（松田 定） 2点目の学校教育環境についてであります。昨年12月、国は、学校ICT環境のさらなる整備を進めるGIGAスクール構想を打ち出しました。議員ご指摘のとおり、今、学校教育環境はICTにより大きく変わろうとしております。

本町では、これまでから大型モニターやデジタル教科書、タブレット端末などの整備を進めてまいりました。このたび、国のGIGAスクール構想を受けて、全ての小・中学校に高速大容量の通信ネットワークを整備するべく、補正予算を本議会に計上させていただいているところでございます。

お尋ねいただいている小学校でのプログラミング教育につきましては、6月議会で申し上げたとおり、平成30年度に井手町学校教育情報化検討委員会内にプロジェクトチームを立ち上げて準備を進めてまいりました。本年度は、全学年全学級においてプログラミング教育を試行することとしており、これらの結果を踏まえて、1年生から各教科等で実施していくモデルカリキュラムを作成しているところであります。

試行授業の中で、特に文部科学省主催の学校ICT活用フォーラムでヒントを得て、ドローンを活用したプログラミング授業を実施いたしました。私は2月21日に井手小学校、2月27日に多賀小学校で行われた授業を見に行ったのですが、授業では、ドローンを決められたルートを通して目的地まで飛行させるために、それぞれの通過地点までの距離や角度、高さをはかり、子どもたちがみずからタブレット端末にプログラムを打ち込んでドローンを操作しておりました。試行錯誤しながら、ドローンが想定どおりに飛行すると、体育館に子どもたちの大きな歓声が起こりました。

このように、プログラミングの授業は、目的を達成するための条件を分析し、必要な要素を考え、手順に沿ってプログラムを組み立てて操作を行うものであり、こういう過程でプログラミング的な思考が養われるものでございます。

いよいよ来年度から小学校でのプログラミング教育が本格実施となりますが、より充実したものとなるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） 3点目の国道24号バイパスの進捗状況についてであります。令和元年4月から新規事業化され、現在、本町においては、城陽市境から玉川付近までの間で路線測量、地質調査、予備設計等が順次実施されているところであり、令和2年度には、それらの測量・調査・設計業務の進捗を図りながら、順次説明会等を開催し、用地買収に着手できるよう進めていきたいと伺っております。

町といたしましても、現在、用地買収が円滑に進むようルート周辺の土地の地籍調査を進めており、引き続き、国と連携協力して取り組んでいきたいと考えております。

議長（岡田久雄） 再質問ございませんか。

この際、暫時休憩します。13時まで休憩します。

休憩 午前11時55分

再開 午後 0時59分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開します。

谷田みさお議員の質問を許します。

9番（谷田みさお） 9番、谷田みさおです。

質問の前に、今回新型コロナウイルス感染症によりましてお亡くなりになられた方に心から哀悼の意を表するとともに、体調を崩されている皆さんの早い回復を心からお祈りしたいと思います。また、この3月11日には東日本大震災から丸9年を迎えます。東日本大震災とその関連によって亡くなられた方全てのご冥福をお祈りしたいと思います。

さて、通告に基づきまして質問を行います。

1番目は、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

新型コロナウイルスによる感染症が広がり、国内でも死亡者が出て、重篤な肺炎に陥っている方もあります。海外からの帰国者だけでなく、既に疫学調査で接触歴を追えない患者が発生しており、本町でも住民の健康を守る万全の対策を行う必要があります。

このたびの新型コロナウイルス感染症に対し、現在まで本町ではどのような対策を行ってきましたか。既に2015年には井手町新型インフルエンザ等対策行動計画を定めておりますが、この計画に定められた対応に準拠して対応が行われているのか。町の対策本部は、午前中、設置をしたということでしたが、その経緯をお尋ねします。



住民からの相談の数や内容はどんなものですか。公共施設でのマスクや消毒液等の配置や備蓄の状況はどうなっていますか。住民への感染予防の呼びかけ等の方法はどのようになっていますか。小・中学校、保育所での感染予防対策はどのようになっていますか。町内の高齢者施設や医院などでの対応はどのようになっていますか。民間を含め、町内での行事やイベントの実施への影響はございますか。今回の新型コロナウイルス感染症の広がりによって営業に影響が出ている事業者などへの支援策は、どうなっていますか。

また、質問通告締め切り後に、本校では小・中学校の休校措置を決めまして、また公共施設の閉館なども行っています。特に学童保育での対応や休校措置、閉館等が出ている影響などもあわせてお答えをいただきたいと思えます。

また、最近の決定で、確定申告の期限が延長されました。これによる影響というものも、質問通告にはございませんが、お答えいただけるようであればお願いしたいと思います。

2番目に、聞こえの支援についてです。

現在、自身が難聴または難聴と思われると意識する人の割合は全人口の11.3%で1,427万人、65歳以上では1,024万人と日本補聴器工業会の調べで明らかになっています。多くの人たちが難聴あるいは難聴に近い症状を有していて、コミュニケーションに支障を来しています。特に加齢性難聴は生活の質を落とすことに直結し、最近では鬱病や認知症の原因にもなると考えられています。

しかし、日本の難聴者の補聴器所有率は14.4%で、欧米主要国の30%から40%台に比べて極めて低いのが実情で、さらに、各国の所有率が年々上昇しているにもかかわらず、日本の所有率は横ばい状態が続いていると、これも日本補聴器工業会の調べで明らかになっております。

この原因の一つが、補聴器の価格の高さでございます。1台で3万円から20万円、両耳になればその倍で、一人一人に合わせた微調整ができるものは1台30万円以上と大変高額となっています。障害者総合支援法による補装具費支給制度では、聴覚障害の身体障害者手帳が交付される基準、両耳の聴力レベルが70デシベル以上、もしくは、片側の耳の聴力レベルが90デシベル以上であって、もう一方の耳の聴力レベルが50デシベル以上という規定ですが、その高度難聴者にしか公費助成はございません。70デシベル

たとえば、耳元で大きな声で話さなければ聞こえない、40センチ離れると聞き取れないというレベルのことでございます。世界保健機構では、41デシベル以上の中等度の人に補聴器をつけることが奨励されております。この段階で補聴器をつけた方が音の認識が保てる、放置すると聞き取れない音域が広がるというのがその理由です。

また、せっかく補聴器を購入したのに使っていない人が多いのも特徴です。通信販売などで購入し、認定補聴器技能者による調整を受けていない、また調整にもお金がかかるということも一因と考えられます。

本町では難聴者は何人おられるか、つかんでおられますか。聴覚障がい者は何人おられ、補聴器の購入助成を受けておられる人は何人ありますか。

国に対して、聴覚障害の基準を引き下げ、中軽度者にも補聴器購入の公費助成を適用するよう求めるべきではありませんか。町でも独自に、中軽度の難聴者にも補聴器購入助成を行うべきではありませんか。

耳鼻科医院のない本町で、気軽に聴力検査が受けられる体制の整備を進めるべきではありませんか。

磁気ループ、ヒアリングループなどと呼ばれる集団補聴システム、講演会や会議等で床にアンテナ線を敷設しまして、その範囲内にいる附属の補聴器をつけている人に目的の音をクリアに届けることができるという設備がございます。これを公共施設などで導入するお考えはありませんか。国も、これには障害者ICTサポート総合推進事業として2分の1の補助を行っているところです。

難聴者やろう者の社会参加を援助する要約筆記者の養成に町として積極的に取り組むお考えはないか、伺います。

次に、3点目に外国人住民への支援についてです。

本町における外国人住民は、2020年2月3日現在で213人、3月2日付が発表になっておりますが、3月2日付では219人となっております。2年前に私が一般質問で外国人住民への対応について聞いたときよりもさらに、3月2日付で言いますと58人も増加しております。直近の国籍別、地区別、在留資格別の人数を伺います。昨年からはまった新しい在留資格である特定技能という在留資格を持った方はおられますか。

今後、技能実習生が特定技能1号となれば最長で5年、さらに、特定技能2号の資格を得れば、無制限に在留資格を更新し、永住申請も可能になると

ということになりました。本町でも特別永住者、もともと長くお住まいの韓国籍、朝鮮籍の方がおられるわけですが、そういう方以外に外国人住民が長期滞在する可能性が出てきたわけです。外国人であっても同じ井手町住民として、人権を尊重され、納税も行い、教育や保育、医療、介護など社会保障サービスも受ける、そして町を支える存在にもなってもらえるかもしれません。

そのような外国人住民に一番初めに提供しなければならないのは、日本語教育ではないでしょうか。ご近所トラブルの防止だけでなく、災害時や今回の感染症対策のような命にかかわる事態でも、日本語が理解できれば大いに援助となり、暮らしやすくなります。雇用先任せにせず、町として日本語教室の案内、開催等、援助できませんか。

新型コロナウイルス感染症の対策について、英語や中国語、韓国語は国や京都府も対応しておりますが、本町に多いベトナム語やタイ語を母国語とする人々にも各言語でのお知らせ等、対応が必要ではありませんか、伺います。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 小山保健センター所長。

保健センター所長(小山 烈) 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

1点目の新型コロナウイルス感染症対策についてであります。現在までの対応といたしましては、町長以下関係部局で集まり、情報共有本部会議を設置し、これまで4回会議を開催しております。2月3日には、町内に新型コロナウイルス感染症が発生した場合、対策本部を立ち上げることを確認し、マスク、消毒液の設置状況を確認したところであります。役場職員には、住民から相談があった場合は山城北保健所等に相談するよう促したところであります。

2月25日には、国や京都府の動向を確認し、町内で発生するまでに取り組むことや、万一発生した場合、感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を守る対策を講じ、国、京都府、他市町と連携し、さらなる感染が広がらないよう感染予防などの対応をすることを再確認したところであります。住民に対しては、「広報いで」などで周知を図っていくと確認したところであります。

2月26日には、国から示された基本方針を確認し、各種イベントについては、不特定多数で開催される行事や室内での開催行事については、基本的

に開催しない方向で検討していくことを確認したところであります。また、役場職員に対しては、新型コロナウイルスの感染及びその疑いのある職員の対応方法を確認し、手洗い、せきエチケット等を徹底するよう促しております。

3月6日には、京都府内等の発生状況を鑑み、新型コロナウイルス感染症対策本部に移行し、感染予防の徹底、備蓄の状況、次回3月10日に対策本部会議を開催すると確認したところであります。

次に、井手町新型インフルエンザ等対策行動計画に定められた対応を行っているかにつきましては、対策本部設置に伴い、新型インフルエンザ等対策行動計画に準じて、感染拡大を防止し、住民の生命及び健康を守る対策をしていくと確認したところであります。

次に、住民からの相談につきましては、総務課1件、保健医療課1件、保健センター2件でございました。内容につきましては、せきなど出ていて心配だけど、コロナなのか等、質問が寄せられたものであります。

次に、庁内でのマスク、消毒液の配置や備蓄の状況につきましては、それぞれ公共施設にマスク、消毒液を設置しております。備蓄につきましては、大人用のマスクは286箱、1万4,300枚、女性・子ども用のマスクは470箱、2万3,500枚となっております。消毒液は18リットル缶3缶、おおよそ小さな容器108本分でございます。

次に、住民への感染予防の呼びかけ等につきましては、ホームページなどを使って感染予防等の周知を図っております。

次に、小・中学校での感染予防対策につきましては、各学校では、手洗いやせきエチケットなどの感染症対策のさらなる徹底に努めるとともに、国からの通知を受けて、子どもたちの健康、安全を第一に考え、3月3日から13日まで一斉臨時休業としております。なお、期間につきましては、今後の状況に応じて延長することがあるとしております。

次に、保育園につきましては、各部屋にマスク、アルコール消毒の常備、うがい、手洗いの徹底、タオル等の共有をしない等の感染予防対策を行っております。

次に、高齢者施設の対応につきましては、厚生労働省が発行しております感染管理体制のあり方や発生時の対応をまとめた高齢者介護施設における感染対策マニュアルを参照し、対応するよう促しております。

次に、医院などへの対応につきましては、京都府から各医療機関に対し、対応方法等を通知されております。

次に、町内の行事やイベントの実施につきましては、井手町解放文化祭、ふれあい福祉まつり、さくらまつり、いでちょう百縁商店街は中止、まちづくりセンター椿坂をはじめ、各施設についても3月末まで休館とされているところであります。また、事業者への営業の影響につきましては、商工会に確認いたしましたところ、資材の仕入れが困難になるなどの声の一部であるとのことであり、町主催の行事につきましては、不要不急なもの以外は中止、延期等をしているところであります。なお、現在、卒園式、卒業式は、感染拡大防止の上、時間を短縮し、最小人数で実施する方向で検討しているところであります。

次に、事業者などへの支援につきましては、京都府において、中小企業者等の経営を支援することを目的として新型コロナウイルス対応緊急資金融資制度が開設されており、商工会へ情報提供を行っております。今後、国・府の動向を見ながら、商工会などとも相談していきたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 2点目の聞こえの支援についてであります。まず、難聴者につきましては、難聴者の基準がなく、手帳を所持していない方にも難聴の方がおられますので、把握することはできません。

次に、聴覚障がい者の方につきましては、令和2年2月現在35名となっております。

次に、補聴器の購入助成を受けている方につきましては、令和2年2月現在24名となっております。

次に、聴覚障害の基準の引き下げや中軽度者への補聴器購入の公費助成を求めることにつきましては、障害者総合支援法等に基づき事務を行っており、その法律等は国での専門家等で構成される社会保障審議会障害者部会で議論されるべきものであると考えております。しかし、本町では、身体障害者手帳の対象とならない中軽度の難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や社会性の向上を図るため、京都府の制度実施にあわせて、補聴器の購入や修理に要する費用の一部を平成27年度から助成しているところであります。

次に、気軽に聴力検査が受けられる体制整備につきましては、地域生活支援事業の一つといたしまして、毎年広報でお知らせしております耳のことも何でも相談を実施しているところでもあります。この事業については、耳のことでお困りの方の相談を、専門の言語聴覚士がご自宅等まで訪問させていただいて、聴力の測定や聞こえに対する相談を行うものであります。今後も広報等を活用して、多くの方の耳に対する不安解消となるよう、制度周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、磁気ループ、ヒアリングループなどの導入につきましては、1年に1回、井手町の聴覚障がいのある方と関係団体と懇談会を行っておりますが、そのような要望は聞いておりませんが、町の事業などへ参加されるときは、障がいのある方の社会参加の機会をふやすためにも、必要に応じて個別に手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っております。

次に、要約筆記者の養成につきましては、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会が毎年開催されております要約筆記者養成講座を広報に掲載し、募集をかけているところでもあります。しかし、養成講座が開催された平成26年度から現在までで、井手町から受講された方はいないと伺っております。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） 3点目の外国人住民への支援についてであります。現在の町内外国人住民の国籍・地域別と在留資格別の内訳につきましては、まず国籍別からお答えいたします。令和2年3月1日現在、韓国33人、ブラジル10人、中国16人、スリランカ2人、タイ40人、ベトナム93人、イスラエル3人、オーストラリア1人、インドネシア17人、フィリピン1人、アメリカ3人です。

次に地区別であります。玉水区22人、水無区17人、高月区5人、上井手区1人、田村新田区ゼロ、石垣区23人、北区34人、南区3人、東部区ゼロ、西部区6人、南部区11人、北部区97人です。

次に在留資格別であります。特別永住者31人、永住者14人、定住者7人、日本人の配偶者等3人、永住者の配偶者等1人、家族滞在7人、経営・管理2人、特定活動4人、教授1人、教育2人、技術・人文知識・国際業務9人、技能実習1号口75人、技能実習2号口48人、技能実習3号口9人、特定技能1号6人です。

議員ご質問の新たな在留資格での外国人住民は、特定技能1号の6人の方であります。この方については、日本語が話せるかどうかを確認しております。

外国人住民に対する対応につきましては、平成30年3月議会で答弁申し上げたとおりでございます。転入・転出時の手続については、日本人の方と同様に必要事項について説明いたしております。特別永住者や永住者、家族滞在といった在留資格の方は、ほとんどの方がもともと日本語を理解していただいておりますし、そのほかの在留資格の方も、必要なときは携帯の翻訳機能等も使用しながら日本語で対応しており、これまで対応できなかったケースは現状ではございません。傾向といたしましては、定住される方より一時的に仕事の関係で本町に居住される方が多く、その場合、会社の方が案内役として、転入される本人とともに複数で手続に来られます。その際に、どのような言語を使用されているのか、日本語は通じるのか、別途説明等必要であるか、今後の対応のため案内役の方の連絡先等を確認し、案内役や通訳の方を通じて必要事項等をお伝えしているところであります。

また、日本語教育についてであります。京都府国際センター主催の外国人住民のための日本語教室についてのチラシの配架を行っているところであります。

議長（岡田久雄） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） つけ加えてお尋ねしたことには何一つお答えいただけてないんですけど、非常に大事なことなのでお願いしたいと思います。休校措置をとられて、それで国の方も、それによって休まないといけない保護者の方には所得補償もするということが第1弾が発表になって、その後、安倍首相は全額補償しますなんていうことを言っておられまして、それ以外の、給食がなくなることについて、業者さんなんかでお困りの方の対応なんかもしっかりとやると、具体策はあした発表になるらしいですけれども、言っておられるわけです。

本町としたら、学童保育を急に朝からやらないといけないことになりましたので、本当に現場は大混乱、大変やったと思うんです。特に指導員の方は、これまで囑託さん、雇いたいといっても雇えなかったわけですね。そうい

う体制の中で朝から急に出てきてくださいと、本当に大変やったと思いますけれども、それに応えて何とか学童保育をやっているというふうに聞いています。そういう対応もちゃんと答えていただいたらいいと思うんですが、じゃ、新たに、今回こういう休校になったから、今まで登録してなかったけれども、学童へ行きたいという子については、そういう方がおられますか。おられたら、もちろん受け入れしてもらえますよね。そういうときの費用負担はどうなりますか。数日の間やけれども、1カ月5,000円払わなあかんということなのか。やっぱり国の方針をちゃんと理解すれば、そういう新たな負担が生じないようにするということがないとあかんと思うわけですが、もし、これまで学童に行っていなかったけれども行きたいといった人が出てきた場合はどうなっているのか、今そういう子はいるのかどうか、どう対応するのか、お願いします。

それと、職員さんの方、指導員さん等で、まず給食センターの調理員さんや、図書館が閉館になりまして、図書館の職員さんの中でも非正規、パートの方がたくさんおられるわけです。それ以外でも賀泉苑が閉まった、玉泉苑が閉まる、図書館の学校司書さんなんかも仕事そのものがなくなるのではないかと、そうすると、配膳員さんとかいろんな種類の非正規の方がおられますよね。そういう方の収入補償はどうなってますか。国の方では柔軟に有給休暇や所得補償をやるようにということを言っていると思うんですけれども、どういう対応をされているのか。

それと、先ほど聞きましたけれども、確定申告が1カ月延びるということで、町の方としては住民税の課税に影響してくると思うんです。それと当然、国保税とか介護保険料とか、さまざまなそのほかの町の業務に影響するんじゃないかと思うんですが、まだこれからのことですけれども、どういうことが考えられるのかお聞きしたいです。

学童保育、もちろん頑張っていて結構なんですけれども、つくば市なんかでは、希望する子には学校で受け入れます、給食も含めて対応しますというようないところもあるわけです。そういう13日以降のこともどうなるかもわかりませんが、きちんときめ細かく、うちのようない小さい学校ですと、要望をちゃんと聞いて、給食がないと大変困るというような生徒さんに対しては、学童だけでなく学校で受け入れる、給食も希望によって提供するというようなきめ細かい対応をやってほしいと思うんですが、いかが



ですか。

次、聞こえについての支援については、耳のこと何でも相談なんですけれども、聴覚言語士さんにいろいろ相談に乗ってもらって検査をやって、結局は医療の方につないでくださいというようなことになります。耳鼻科の医院さんの出張相談みたいなものにもぜひ取り組んでいただきたいと思います。これは要望です。

磁気ループというのは、町の公共施設にないというのは恥ずかしいなと思っております、それはやっぱり国が補助してくれているこの機会に、ぜひ導入してもらいたいと思います。近隣の市町での導入状況、おわかりですか。おわかりやったら、お願いしたいと思います。

それと、外国人住民の対応のことで、意味がはっきりわからなかったんですけども、特定技能の方が6人おられると。その方については日本語を話されるかどうかを確認していますというのは、話されるかどうか確認ということは、話せるんですか、どうですかということ聞いたということですか。まだ確認中なのか、話されるということを確認したということなんですか。わかりにくかったので、もう一回お願いします。

それと、本日の京都新聞に、これは東日本大震災に関連してですけど、災害時に通訳が全国で不足していると。実習生が急増しているベトナム語については、全国どこでも懸念しているということで、通訳さんがおられないというのが現状なんです。京都府の方でやっている日本語教室というのも非常に遠いですし、なかなか行けない。近隣の市町で民間でそういうことを取り組んでおられる方もあるんだけど、やっぱり一番は、日本語を勉強していただく方が早い。そのためには、窓口に来られるときだけ雇用先の方が対応するというのでは災害時なんかも困るし、ご近所トラブルの種になるわけですから、ベトナム語、タイ語、急増しているそういう人たちに対しての支援を何らか行っていけないか、ぜひ検討していただきたいと思います。これも要望にしておきたいと思います。

(挙手する者あり)

議長（岡田久雄） 松田教育長。

教育長（松田 定） ただいまの放課後児童クラブのことにつきまして、私の方から。これにつきましては、放課後児童クラブへ申し込みをされていない方に対しても弾力的かつ速やかに対応することとしておりまして、それぞれ

教育委員会、どの課に相談があれしよとも、また学校にあっては、丁寧にまず相談にきっちり乗るよに指示してるところであります。その指導体制についてであります、今お世話になってる支援員の方々をはじめ、教育委員会の職員もローテーションによつては出て、また学校の教員もともに児童クラブの運営に携わることとしております。また、集団型の対応ではなくて、10人未満を基本とする少人数の分散型での運営とし、その場合に、学校の空き教室も活用することとしております。したがいまして、学校の教員もともに運営に携わるといふ対応でありますので、学校だけで受け入れるといふことは考えておりません。放課後児童クラブというシステムを本町は基本として関係者一同で対応してまいる、こういうことでございます。

関係する職員につきましては、引き続き同条件で雇用するといふことで、それぞれ任務を果たしていただいているといふことでございます。全てそうでございます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 確定申告が1カ月延びたといふことに対する影響について、お尋ねでございます。住民税、それをまた使う国保税また保育料等ありますが、現在のところ、それをどのよに対応されるのか、国から、現在まだ確定申告中でございますので、明確な答えは返つてきてないといふことでございます。なお、本町におきましては、あわせて住民税の申告を4月16日まで、また確定申告も井手町で窓口で4月16日まで受けるよに、税務署と協議し取り組んでいるところでございます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長(中坊玲子) 先ほどの外国人住民の方が日本語を話せるかどうかの確認であります、窓口に来られたときに、ご本人様と、日本語を理解していただけるかどうか、あと日本語が通じますか、話せますかといふことをお話しさせていただきまして、話せるといふふうなことで確認しております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） 学校休業になって、給食の調理員さんとそれから配膳員さん、それから特別支援の加配というか、そういう方が学校教育の方におられると思います。そういう方も含めて町費でお願いしている方、全部通常どおりに勤務もされて給料も補償されると。図書館とか、それからあと賀泉苑とか玉泉苑とかの勤務とかも聞いたんですけど、どうなっているのか、子育て支援センター等もどうなのか、それも聞きたいんですけど、3 問目やから、答えていただけるんやったらお願いしたいんですけど、いずれにしましても、13 日までそれでいけるとしますね。それ以降、もし休校措置が延長されたりして、今はいろいろ、ふだんできない仕事をやっていただいたりして通常勤務できるんだけれども、休んでもらわんなんような事態になった場合ですけども、そういう場合でも、総務省の方から通知も出ております。特別の有給休暇等も弾力的に認められるというふうな総務省の公務員通知が3月1日に出ておりますし、国の方もあした、また新たな発表があると思いますけれども、しっかりと国の支援もお願いして、今回のさまざまな国の要請を受けての町の措置によって不利益の出るような職員さんがないようにということで、ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上ですが、もし賀泉苑、玉泉苑とかと保育所の一時預かりとか、答えがいただけるようでしたらお願いします。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 汐見町長。

町長（汐見明男） こちら、指示しているのは、早くから指示しているんですけども、こちらの都合で休むということであるので、働いている者に不利益がこうむらないように対応するようという指示はしています。

議長（岡田久雄） これで一般質問を終わります。

日程第5、議案第8号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第8号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方税法第423条第3項の規定により、下記の者を固定資産評価審査委

員に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、村田吉男氏、満66歳。

なお、任期は3年、委員は3名でございます、他の委員は小川均氏、前田光春氏でございます。

以上、簡単であります、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第8号、井手町固定資産評価審査委員選任につき同意を求める件を採決します。

議案第8号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第8号は同意することに決定しました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時41分

議長（岡田久雄） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第6、議案第9号、井手町教育長選任につき同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第9号、井手町教育長選任につき同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、下記の者を教育長に適任と認め、選任につき同意を求める。

記といたしまして、京都府京田辺市、松田定氏、満72歳。

なお、任期は3年でございます。

以上、簡単であります、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、議案第9号、井手町教育長選任につき同意を求める件を採決し

ます。

議案第9号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 挙手多数です。したがって、議案第9号は同意することに決定しました。

ただいま教育長に選任されました松田 定教育長から、皆様方にご挨拶したい旨、申し出がありますので、これを許します。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 松田 定教育長。

教育長(松田 定) ただいまは教育長にご同意を賜りまして、まことにありがとうございます。いよいよまちづくりの諸施策に向けて、最も盛んで重要な時期とも言える、佳境とも言える、迎えようとしている今日、教育行政の任に当たらせていただきますことを大変光栄に思いますとともに、一層身の引き締まる思いをいたしております。もとより浅学非才な者ではございますが、井手町教育の推進、充実に向けて、精いっぱい力を尽くしてまいりたいと考えております。皆さん方には、これまで以上のご理解やらお力添えを賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長(岡田久雄) 松田教育長、今後ともよろしくお願いたします。

日程第7、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長(中坊玲子) それでは、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件につきましてご説明申し上げます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

記といたしまして、京都府綴喜郡井手町、村田照久氏、満67歳。

なお、任期は3年であります。

他の委員は嶋田昌和氏、田中義孝氏、中村育子氏でございます。

以上、簡単であります。説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これをもって提案理由の説明を終わります。

この件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を採決します。

諮問第1号に意見なしとすることに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。よって、諮問第1号は意見なしと決定いたしました。

日程第8、議案第1号、井手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第1号、井手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を別紙のように定める。

なお、今回地方公務員法の改正に伴い、本年4月1日から特別職が厳格化されることから、本町における現在の特別職としての参与の職について、設置することができなくなることから、現行の参与の設置条例を廃止しつつ、当該条例に基づき、高度の専門的な知識またはすぐれた識見を有する者を参与として任用するため、条例を制定するものであります。

それでは、1ページをごらんください。井手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例。

井手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を次のとおり制定する。

第1条、趣旨の規定であります。

第2条及び次のページ、第3条は、職員の任期を定めた採用の規定であります。

2ページに移りまして、第4条は、短時間勤務職員の任期を定めた採用の規定であります。

第5条は、任期の特例の規定であります。

第6条は、任期の更新の規定であります。

第7条は、給与に関する特例の規定であります。

第8条は、特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等の規定であります。

第9条は、委任の規定であります。

附則でございます。第1項、施行期日の規定でありまして、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第2項は、経過措置の規則への委任の規定であります。

第3項は、井手町参与の設置に関する条例の廃止の規定であります。

以上、簡単であります。説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第39条の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第9、議案第2号、井手町森林整備等基金条例制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） それでは、議案第2号、井手町森林整備等基金条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町森林整備等基金条例を別紙のように定める。

なお、今回の条例制定につきましては、平成31年4月1日に施行されました森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、本年度は森林環境譲与税が譲与され、今後、森林整備などに関する事業を計画的に行うことを目的とし、事業執行に必要な財源を確保するため、基金を設置するものでございます。

それでは、1ページをごらんください。井手町森林整備等基金条例。

井手町森林整備等基金条例を次のとおり制定する。

まず、第1条は、設置の規定でございます。

第2条は、積み立ての規定でございます。

第3条は、管理の規定でございます。

第4条は、運用益金の処理の規定でございます。

第5条は、繰りかえ運用の規定でございます。

第6条は、処分の規定でございます。

第7条は、委任の規定でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第39条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄）　異議なしと認めます。したがって、産業厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第10、議案第10号、町道路線変更の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　西田建設課長。

理事（西田哲弥）　それでは、議案第10号、町道路線変更の件につきましてご説明申し上げます。

道路法第10条第2項の規定に基づき、井手町の町道を別紙のように変更する。

なお、今回の変更につきましては、本路線は白坂テクノパークから多賀地区への道路として平成25年3月に路線認定をしたところですが、路線の一部の区間において事業の実施が困難となり、当該区間の機能を別の路線で確



保することから、整備の必要性がなくなり、起終点の変更を行うものであります。なお、起点については白坂テクノパーク内道路交差点、終点については開発道路の整備完了箇所までであります。また、本路線の変更により、道路延長は約150メートル、道路幅員は9メートルとなります。

それでは、次のページをお開き願います。なお、3ページ目に位置図を添付しておりますので、あわせてご参照願います。

町道の路線変更について。

道路法第10条第2項の規定に基づき、井手町の町道を次のように変更する。

町道変更路線内訳、図面対象番号①、旧新の別、路線名につきましては、町道12-36号線でありまして、変更はございません。起点につきましては、旧の大字多賀小字西白坂14-1を新の大字多賀小字上戸塚44に変更であります。終点につきましては、旧の大字多賀小字墓ノ平29-1でありまして、新の大字多賀小字上り立12-3に変更であります。

重要な経過地はございません。

以上、簡単ではございますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　終点が変わるのはわかるんです、事業をしなくなったので。起点が変わるのがどうしてなのかなど。定めていたわけですね、旧起点から旧終点まで。じゃ、もともと今回新起点から旧起点の間というのは町道にならない予定だったのか。何でここ、差があるんですか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　西田建設課長。

理事（西田哲弥）　ただいまの質問にお答えいたします。

起点の変更でございますけども、図面、位置図の方をごらんいただきまして、新起点、旧起点の間は現在、新起点の図面でいう左側に、この道路が開発で整備しました町道30号線になっております。30号線の枝線という形で現在認定させていただいているわけですが、今回整備が済みましたので、

この今現在旧起点、12-11号のところ起点になるわけですが、新たに新起点ということで見直したものでございます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) そしたら、その町道30号線の路線認定の見直しはしなくていいわけですか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 西田建設課長。

理事(西田哲弥) 町道30号線につきましては、現在起終点が決まってない、これは途中の枝線という形で、区域の起終点ではございませんので、よって、そちらの方は見直しの必要はございません。

議長(岡田久雄) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第10号、町道路線変更の件を採決します。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 挙手全員です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。2時10分まで休憩します。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

議長(岡田久雄) 休憩前に引き続き、再開します。

日程第11、議案第11号、令和元年度井手町一般会計補正予算(第5回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、議案第11号、令和元年度井手町一般会計補正予算（第5回）につきましてご説明申し上げます。

令和元年度井手町の一般会計補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,153万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億4,062万6,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の補正の規定でございます。繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、地方債の補正の規定でございます。地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正による。

それでは、3ページをごらんください。第2表繰越明許費補正でございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、用地測量・造成設計等業務3,600万円。2款総務費、1項総務管理費、事業名、事業認定等資料作成業務280万円。7款商工費、1項商工費、事業名、個人番号カード利用環境整備139万7,000円。8款土木費、4項都市計画費、事業名、地籍調査310万円。8款土木費、5項住宅費、事業名、多賀地区町営住宅建替事業750万円。10款教育費、2項小学校費、事業名、小学校校内無線LAN環境構築2,650万円。10款教育費、3項中学校費、事業名、中学校校内無線LAN環境構築900万円。次のページをごらんください。8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、道路新設改良費、今回3,300万円を追加し、金額を1億600万円とするものであります。8款土木費、4項都市計画費、事業名、JR玉水駅周辺整備、今回1,900万円を追加し、金額を3,000万円とするものであります。

次のページをごらんください。第3表地方債補正でございます。

起債の目的、1目土木施設整備事業債、今回950万円を追加し、限度額を1億1,850万円とするものであります。4目総務施設整備事業債、今回2,950万円を追加し、限度額を3,090万円とするものであります。6目教育施設整備事業債、今回新たに追加をするものであります。限度額を

1, 720万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりございません。

次に、9ページをごらんください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金、今回27万5,000円を追加し、計1,245万4,000円、総務管理費補助金の27万5,000円であります。4目土木費補助金、今回1,185万4,000円を追加し、計1億1,572万6,000円、道路橋梁費補助金の1,050万円、都市計画費補助金の135万4,000円であります。5目教育費補助金、今回1,762万4,000円を追加し、計2,117万7,000円、小学校費補助金の1,318万円、中学校費補助金の444万4,000円あります。

15款府支出金、2項府補助金、6目土木費補助金、今回67万7,000円を追加し、計3,345万5,000円、都市計画費補助金の67万7,000円あります。

16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金、今回2万円を減額し、計2,067万1,000円、利子及び配当金の2万円の減であります。3目売却及び償還益金、今回8,000円を減額し、計9万2,000円、売却及び償還益金の8,000円の減であります。

17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、今回87万円を追加し、計135万2,000円、一般寄附金の87万円あります。3目土木寄附金、今回1億5,718万円を減額し、計3,649万2,000円、都市計画費寄附金の1億5,718万円の減であります。

次のページをごらんください。

18款繰入金、1項基金繰入金、7目庁舎等整備基金繰入金、今回2,950万円を減額し、計1,534万円、庁舎等整備基金繰入金の2,950万円の減であります。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、今回766万9,000円を追加し、計4,068万8,000円、前年度繰越金の766万9,000円あります。

21款町債、1項町債、1目土木施設整備事業債、今回950万円を追加し、計1億1,850万円、道路橋梁整備事業債の950万円あります。

4目総務施設整備事業債、今回2,950万円を追加し、計3,090万円、総務施設整備事業債の2,950万円であります。6目教育施設整備事業債、前回まで累計ございません。今回新たに1,720万円を計上し、計1,720万円、教育施設整備事業債の1,720万円であります。

次のページをごらんください。

歳出であります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして、地方債の250万円、その他の250万円の減であります。3目財政管理費、今回775万2,000円を減額し、計5億5,746万3,000円、財源内訳といたしまして、その他の7万8,000円、一般財源の783万円の減であります。積立金の7万8,000円、繰出金の783万円の減であります。12目ふるさと応援基金費、今回87万円を追加し、計135万1,000円、財源内訳といたしまして、その他の87万円であります。積立金の87万円あります。14目庁舎建設費、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして、地方債の2,700万円、その他の2,700万円の減であります。

次のページをごらんください。2項徴税費、1目徴税総務費、今回428万5,000円を追加し、計5,919万2,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の428万5,000円あります。負担金補助及び交付金の428万5,000円あります。

3項住民基本台帳費、1目住民基本台帳費、今回27万5,000円を追加し、計1,682万6,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の27万5,000円あります。負担金補助及び交付金の27万5,000円あります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして、その他の10万6,000円の減、一般財源の10万6,000円あります。2目老人福祉費、今回68万円を追加し、計7,098万9,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の68万円あります。償還金利子及び割引料の68万円あります。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、今回45万5,000円を追加し、計1億787万3,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の45万5,000円あります。償還金利子及び割引料の45万5,000円あります。

7 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費、今回 2 0 7 万 1 , 0 0 0 円を追加し、計 6 , 3 9 7 万 8 , 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 2 0 7 万 1 , 0 0 0 円であります。負担金補助及び交付金の 2 0 7 万 1 , 0 0 0 円であります。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目道路維持費、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして、その他の 1 7 0 万 4 , 0 0 0 円の減、一般財源の 1 7 0 万 4 , 0 0 0 円あります。2 目道路新設改良費、今回 1 億 6 , 3 0 0 万円を減額し、計 1 億 6 , 5 4 5 万 2 , 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 1 , 0 5 0 万円、地方債の 9 5 0 万円、その他の 1 億 8 , 3 0 0 万円の減であります。委託料の 5 0 0 万円の減、工事請負費の 1 億 1 , 0 0 0 万円の減、公有財産購入費の 4 , 0 0 0 万円の減、補償・補填及び賠償金の 8 0 0 万円の減であります。

4 項都市計画費、1 目都市計画総務費、今回 2 7 0 万 8 , 0 0 0 円を追加し、計 2 億 2 , 8 2 4 万 5 , 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 2 0 3 万 1 , 0 0 0 円、その他の 3 3 2 万 8 , 0 0 0 円の減、一般財源の 4 0 0 万 5 , 0 0 0 円あります。委託料の 2 7 0 万 8 , 0 0 0 円あります。3 目都市開発基金費、今回 3 , 0 8 5 万 2 , 0 0 0 円を追加し、計 3 , 0 8 5 万 3 , 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、その他の 3 , 0 8 5 万 2 , 0 0 0 円あります。積立金の 3 , 0 8 5 万 2 , 0 0 0 円あります。

1 0 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費、今回 2 , 7 1 0 万円を追加し、計 6 , 8 5 3 万 6 , 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 1 , 3 1 8 万円、地方債の 1 , 2 9 0 万円、一般財源の 1 0 2 万円あります。委託料の 2 , 6 5 0 万円、工事請負費の 6 0 万円あります。

3 項中学校費、1 目学校管理費、今回 9 6 0 万円を追加し、計 2 , 9 6 3 万 2 , 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の 4 4 4 万 4 , 0 0 0 円、地方債の 4 3 0 万円、一般財源の 8 5 万 6 , 0 0 0 円あります。委託料の 9 0 0 万円、工事請負費の 6 0 万円あります。

次のページをごらんください。4 項社会教育費、1 目社会教育総務費、今回 3 1 万 7 , 0 0 0 円を追加し、計 4 , 0 7 6 万 8 , 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、一般財源の 3 1 万 7 , 0 0 0 円あります。償還金利子及び割引料の 3 1 万 7 , 0 0 0 円あります。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 西田建設課長。

理事（西田哲弥） それでは、令和元年度井手町一般会計補正予算（第5回）に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。なお、次のページに工事箇所を添付しておりますので、あわせてご参照願います。

図対象番号①、事業名、町道13号線道路改良、事業費2,000万円、財源内訳としまして、国・府支出金の1,050万円、地方債の950万円、事業の概要としまして、L=450メートルであります。

図対象番号②、事業名、多賀小学校、事業費60万円、財源内訳としまして、一般財源の60万円、事業の概要としまして、多賀小学校特別支援教室パーテーション設置であります。

図対象番号③、事業名、学校管理費、事業費60万円、財源内訳としまして、一般財源の60万円、事業の概要としまして、泉ヶ丘中学校特別支援教室パーテーション設置であります。

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 歳入の方と歳出の方と、ページは3ページ、9ページ、それから13ページと及んでいるんですが、教育費の中のいわゆるLANの小・中学校への構築の予算ですけれども、歳入の方は国の補助金1,760万円余りと町債1,720万円余り、歳出の方が小学校、中学校合わせたら3,550万円ということですが、それが全額繰り越しになっておりまして、これが総事業費3,550万円という理解でよいのでしょうか。

GIGAスクール構想というのは、この午前中にも説明がありましたけど、全ての子どもに全部パソコンを持たせて、それで個別の学習を進めるというようなことなんですけれども、個別の学習を進める余り、集団での学びが犠牲になるようなことは本末転倒だと思うわけなんですけれども、これ、総事業費全部で幾らかというのと、それぞれどういうことをしはるのか。

学校の建物というのはコンクリートですし、建物も分かれておりますね。

校舎もいろいろ何棟かありますし、無線LANを飛ばすというのは非常に難しい構造やと思うんですけども、そのことをやろうと思うと、中継しなめかんと思うんです。すごいお金がかかる話やなと思うんですが、大体どんな感じのシステムなのか、説明をしていただきたいと思います。

12ページ、企業立地促進助成207万円の内訳ですが、どの企業にどれだけを、事業費の設備投資の分なのか雇用の分なのか、ご説明をお願いします。

13ページ、多賀小と泉ヶ丘中学校の工事費で、特別支援教室のパーテーションということですが、支援教室を使う子どもの人数と、どういう種別の支援の要る子なのか、パーテーションでいいのか。余裕教室があれば別々の教室で、別々の支援が要る子であれば、先生も別々についていただくことになるやろうから、余裕教室があれば余裕教室でやった方が。パーテーションでは、どういうパーテーションを考えておられるかあれだけど、音が漏れるでしょうし、同時に進行するというのは不十分ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

それと、同じく13ページで町道13号線道路改良、これは、ここは下水の工事もしましたし、何か土地利用が今後考えられるから下水をやるんだということやったんですけど、これ、道路も改良するということは、今まで舗装してほしいという要望はいろいろあったと思うんですが、舗装すると余計飛ばしていかはるし、24号線に出るところですし、危険じゃないかという意見もありまして、なかなかそれは舗装してもらえないのは危険やからできひんのやとって、地元ではそういう話になっていたんですけども、今回これ、改良されるのはどういう改良なのか、この1,500万円で全部できる改良なのか。企業立地の予定があるのであれば、どういう立地が予定されているのかお尋ねします。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 高江学校教育課長。

学校教育課長(高江裕之) それでは、谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

まず、今回の事業費であります、無線LAN環境構築の費用として挙げております井手小学校が2,650万円、中学校が900万円、これで無線



L A N環境を構築する費用全てでございます。

続きまして、どういうことをするのかということですが、文部科学省の方からは、もちろん普通の授業も行うんですけど、こういったG I G Aスクール構想によって、例えば、例として示されておりますのが、課題や目的に応じてインターネットなどで記事や動画など、さまざまな情報を主体的に収集、整理分析する、観察実験を動画で記録することでより深い分析を行う、学習者用のデジタル教材を活用し、一人一人の学習進捗状況を可視化するといった例が挙げられております。

続きまして、システムにつきましては、全ての普通教室に無線のA Pという中継点を置きまして、あと、学校全体に無線のL A Nケーブルを設置する。そして、そういった保守をするために、多賀小学校の方に、センターサーバ化してそれを監視するサーバーを設置する。そういった事業内容でございます。

続きましてパーテーション、使う人数なんですけど、多賀小学校の方につきましては、知的障がい、自閉症、情緒障がいのクラスをパーテーションで二つに分けると。使う人数は、多賀小学校は1名1名でございます。泉ヶ丘中学校につきましては、今の特別支援学級をパーテーションによって二つに分けて、使う人数が、知的障がいの方が3名、自閉症、情緒障がいが1名でございます。今回、分割することに当たりましては、他の教室についても検討しましたが、他の教育活動で使用しておりまして、現在空き教室になっている教室がないため、既存の特別教室を二分することとしたものでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) ただいまの議員の企業立地促進助成に係る内訳について、お答えいたします。

企業立地促進助成の内訳につきましては、まず雇用創出助成といたしまして、当初予算時に伊賀屋食品工業株式会社さんが1名とのことで予算計上しておりましたが、現段階で5名の方を新規雇用されているということで、4名掛ける30万円の120万円の増を見込んでおります。また、株式会社ミツワ製作所さんにつきましては、1名雇用継続されるどころでしたが、1

年間の継続がなかったということで、ゼロ件で30万円の減となっております。続いて、操業支援助成につきましては、固定資産税等の確定に伴いまして、新熱電塗装工業株式会社さんが当初477万6,000円の助成を予定していたところ、478万6,000円の1万円の増となっております。また、同じく操業支援助成として、株式会社梅の花さんにつきましては、1,344万2,000円を予定していたところ、固定資産税の確定により1,460万3,000円の助成ということになりまして、合計、合わせまして207万1,000円の増額となっております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 西田建設課長。

理事(西田哲弥) 13号線の道路改良につきまして回答させていただきます。13号線につきましては、予算に計上してますとおり、まず委託料として、延長約450メートルの区間において、平面測量と詳細設計をした後、部分的に側溝整備と舗装の方のやりかえを予定しておるところでございます。それと、現時点で企業の立地予定というのはございません。

以上でございます。

議長(岡田久雄) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田利一議員。

3番(谷田利一) ただいまの町道13号線の舗装ということなんですけども、これ、のり面の下からですね。せっかくこれ、図面1番で、のり面下からやられるんだったら、以前にも何回かお願いしたはると思うんですけども、のり面の部分もそれは要望されるんでしょうか。のり面の部分ががたがたなんですけど、その分はどうなるんでしょう、一緒にしてもらえますか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 西田建設課長。

理事(西田哲弥) のり面の部分も予定として考えております。

議長(岡田久雄) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 交通安全が気になるわけです。今でも様子を見ながら

北から南へ向かって出てこられる車がたくさんあるんですけど、24号線から逆に南下していて、そこで北上するみたいなことをやりかねはらへんというか、すごい心配をするんですが、それは安全対策、24号線との取りつけになるから本町だけではできないかもしれませんが、逆行していくようなことは絶対できないような形にしてもらわないと、ここ、死亡事故が起こった場所でもありますので、その辺は十分、国道の方と協議をしていただいて、安全なようにお願いしたいと思います。

議長（岡田久雄） 要望でよろしいですね。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第11号、令和元年度井手町一般会計補正予算（第5回）を採決します。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第12号、令和元年度井手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） それでは、議案第12号、令和元年度井手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についてご説明申し上げます。

令和元年度井手町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ241万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ1億1,301万2,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

なお、今回の補正につきましては、現年度分保険料調定額の増加に伴う後期高齢者医療広域連合納付金を補正するものであります。

それでは、5ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。1款保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料、今回241万円を追加し、計8,182万7,000円、現年度分の241万円であります。

次の6ページをごらんください。

歳出であります。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、今回241万円を追加し、計1億1,136万8,000円、財源内訳といたしまして、その他の241万円、負担金補助及び交付金の241万円であります。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　241万円増額ですけれども、最初の見込みからなぜ増額になったのか。人数がふえたのか医療費がふえたのか、どういうことでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠）　ただいまの谷田みさお議員の質問にお答えさせていただきます。

当初予算編成時におきましては、国から示される係数等をもとに、広域連合が過去の実績等を考慮して試算されておりますが、それ以上に人数が伸びてきているといった状況でありまして、令和元年度当初予算編成時点の平成31年1月末で1,220人でありまして、令和2年の1月末時点では1,

259人で、39人の増加となっておることが原因とされております。

以上です。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第12号、令和元年度井手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第12号は可決されました。

日程第13、議案第13号、令和元年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中島上下水道課長。

理事（中島一也） それでは、議案第13号、令和元年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）についてご説明申し上げます。

令和元年度井手町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ834万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,104万6,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の規定であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条、地方債の補正の規定であります。地方債の変更は、第3表地方債補正による。

3ページをお開き願います。第2表繰越明許費であります。

2款事業費、1項事業費、事業名、改築更新事業、金額1,000万円。

1枚めくっていただきまして、第3表地方債補正であります。

起債の目的、下水道事業債、今回620万円を減額いたしまして、限度額を4,690万円とするものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりありません。

7ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、今回800万円を追加し、計1億5,875万円、現年度分の800万円あります。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、今回783万円を減額し、計2億2,752万2,000円、一般会計繰入金783万円の減であります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、今回1,437万6,000円を追加し、計1,437万7,000円、前年度繰越金の1,437万6,000円あります。

6款町債、1項町債、1目下水道事業債、今回620万円を減額し、計4,690万円、公共下水道事業債500万円の減、流域下水道事業債120万円の減であります。

1枚めくっていただきまして、歳出であります。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、今回1,532万円を追加し、計1億4,831万6,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の1,532万円あります。委託料47万円の減、負担金補助及び交付金1,579万円あります。

2款事業費、1項事業費、1目公共下水道事業費、今回569万円を減額し、計7,005万6,000円、財源内訳といたしまして、地方債500万円の減、一般財源69万円の減、工事請負費500万円の減、備品購入費69万円の減であります。2目流域下水道事業費、今回128万4,000円を減額し、計1,058万円、地方債120万円の減、一般財源8万4,

000円の減、負担金補助及び交付金128万4,000円の減であります。

3款公債費、1項公債費、2目利子、財源組み替えでありまして、財源内訳といたしまして、その他783万円の減、一般財源783万円であります。

以上、簡単であります、説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 8ページの流域下水道の維持管理費が大幅にふえているわけですが、当初に見込まなかったような特別な事情が生じたのでしょうか、ご説明ください。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中島上下水道課長。

理事（中島一也） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

木津川流域下水道維持管理負担金の増額でございます。この負担金につきましては、町が流した汚水を処理場で処理していただく経費を各市町で汚水の量に応じて分担するものであります。従来、年4回に分けて支払う仕組みになっておりましたもので、最終4回目、3月に支払うんですけども、それは従来、直近の水量実績に基づいた見込み水量により支払うこととなっております。より実態に近い数字で最終見込みを出した上で3月分を調整していたんですけども、今回、京都府の方が公営企業会計化されたことなどを理由に、あらかじめ定めた財政計画の数値の水量で一旦負担金を支払い、水量確定した翌年度に精算するという、支払い方法の変更があったものが一番大きな要因であります。

また、ちなみにですけども、京都府の流域下水道事業が公営企業に移行したことによりまして、独立採算性が厳密に求められることになりまして、これまで京都府の一般会計から出されていた退職給付費やパソコンのリース料とか、そういったものも流域下水道の負担ということで、この負担について各市町村の負担金で分担するという、これが一定増額要因となっていると伺っているところでございます。

最終、翌年度で精算いたしますので、2年間合わせれば、ほぼ当初の見込

みと大きく差は出てこないというふうに見込んでいるところでございます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 後で精算して返ってくる分、大きいということやと思うんですけども、それにしても、府営の方が公営企業化したからといって、パソコン台とか何やらまでその地域で、それぞれの市町で持ちなさいというのはほんまに何か理解しがたい。それは府の方でちゃんと責任をとって手だてしてもらわなあかんというので、もっときちっと要求をしてほしいと思いますが、町長、いかがですか。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 汐見町長。

町長(汐見明男) 今まで府が、広域で持たんなん分を出していたと。それが会計を変えたことによって、それはその会計のところでは持たなければならぬようになったということで、その分は変わっている、今言われている分は。

議長(岡田久雄) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第13号、令和元年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)を採決します。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 挙手全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

なお、次回は3月11日午前10時から会議を開きます。本日はご苦労さまでした。



散会 午後 2時50分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長           岡 田 久 雄

署名議員       西 島 寛 道

署名議員       谷 田 みさお